神戸学院法学第52巻第４号（2026年９月）

カナダにおける
刑事制裁・処遇と先住民差別

――いわゆるグラデュー原則の適用を巡って――

春　日　　勉

目次

はじめに
1　カナダの矯正サービス
（1）厳罰化と犯罪状況，パンデミック後の刑務所
（2）刑務所の過剰収容と先住民
（3）先住民の収容率・過剰収容指数・収容経験率
（4）制度上・運用上の課題
2　実務の中の差別的処遇
（1）警察の取締り
（2）保釈
（3）量刑
（4）収容と隔離
3　植民地主義からの脱却とグラデュー原則の適用
（1）刑法718.2条(e)
（2）グラデュー原則を巡る判例の動向
（3）グラデュー報告書の利用率
（4）グラデュー原則の危機
4　グラデュー原則の具体化とその取組み
（1）先住民裁判所
（2）先住民コート・ワーカー・プログラム

（3）地域密着型プログラム
（4）先住民刑務所
5　「連邦刑務所に収容された者の人権に関する報告書」
おわりに

はじめに

2021年９月，カナダ連邦議会上院人権委員会は，2017年２月から2019年５月までに行った調査を通じて，連邦刑務所の受刑者が直面する課題を明らかにし，改善勧告を付して報告書にまとめた[(1)]。

委員会の調査からは，連邦刑務所では，医療へのアクセスが不十分であること，段階的かつ計画的な釈放への移行が不十分であること，矯正プログラムが不備であること，収容環境が劣悪であること，是正措置へのアクセスが欠如していること，そして食事の質と量が著しく基準を下回っていることなどが明らかとなった[(2)]。また，カナダ矯正局（Correctional Service Canada（CSC））の方針[(3)]が，身分，人種，性別，障害，精神保健，民族，宗教，年齢，言語，性的指向，性自認に基づいて，しばしば差別的であるということが指摘された。

それゆえ，連邦刑務所に収容された受刑者，とりわけ女性，先住民，黒人，および人種的マイノリティに属する人々は，自らの文化に即した更生プログラムを利用することが困難になっている。そのため受刑者の

（1）“Report on The Human Rights of Federally-Sentenced Persons” the Standing Senate Committee on Human Rights, 2021.6 PDF Version pp1-326 https://sencanada.ca/content/sen/committee/432/RIDR/reports/2021-06-16_FederallySentenced_e.pdf

（2）Ibid(1) pp3-40

（3）Correctional Service Canada（CSC）is responsible for managing institutions of various security levels and supervising offenders under conditional release in the community.
https://www.canada.ca/en/correctional-service.html

地域社会への再統合に向けた準備が不十分となり再犯のリスクが高まっている。連邦刑務所においは，先住民は非先住民の受刑者と比べて司法へのアクセスが著しく増大しており，過剰収容の原因となっている。こうした問題への対処は喫緊の課題である。

そこで本稿では，カナダの先住民犯罪者を取り巻く状況について取り上げる。具体的には，最近のカナダで加速する厳罰化，犯罪状況と先住民犯罪者の過剰収容の問題，刑事司法制度の中の差別的な処遇について，また，植民地主義がもたらす先住民への様々な影響について検討する。次に，こうした先住民の差別的な処遇の問題に対処するためになされた法改正と，それを実効性のあるものとするためにカナダ連邦最高裁判所により示された“グラデュー原則”[4]，そしてその適用について考察する。最後に「連邦刑務所に収容された者の人権に関する報告書」を取り上げ，先住民犯罪者のあるべき処遇の在り方について言及したい。

1　カナダの矯正サービス

(1) 厳罰化と犯罪状況，パンデミック後の刑務所

マーク・カーニー（Mark Carney）新政権が発足してまもなく，カナダ連邦議会では，新たな立法や法改正が次々と可決され，犯罪者に対する厳罰化の動きが加速化している。例えば，カナダ連邦議会では，2026年6月，地域社会の安全強化というより大きな取り組みの一環として，子供たちの安全を守るためという理由で，刑法の一部が改正され「被害者保護法（The Protecting Victims Act（Bill C-16））」が成立した[5]。この法律により，警察，検察，裁判所は，カナダ国内外で子どもを標的とす

（4） “Spotlight on Gladue: Challenges, Experiences, and Possibilities in Canada’s Criminal Justice System” Government of Canada, 2023.1 https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/jr/gladue/p4.html

（5） “Protecting Victims Act: Legislation to protect victims and keep kids safe from predators” Government of Canada, 2026.6 https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/pl/c16/index.html

る性的搾取，オンライン上の虐待，および加害者から子どもを守るためのより強力な手段を手にすることになった。

この法案に関連して，カナダ司法大臣兼検事総長のショーン・フレイザー氏は「「加害者は，私たちの中で最も弱い立場にある人々を標的とし，子どもたちに対して想像しうる最も恐ろしい罪を犯しています。昨日，犯罪者を収監し続け，子供たちの安全を守るため，“義務的最低刑”が復活しました。これらの保護措置は，今や法律となりました……。」と説明した(6)。

一部の義務的最低刑（mandatory minimum penalties）(7)は2023年１月(8)及び同年11月(9)，カナダ連邦最高裁判所によって違憲と判断され，これらの刑罰はもはや執行できなくなっていた(10)。今回の改正により，これらの

（６） “Canada restores mandatory minimums to keep kids safe from predators” Department of Justice Canada, 2026.6
https://www.canada.ca/en/department-justice/news/2026/06/canada-restores-mandatory-minimums-to-keep-kids-safe-from-predators.html

（７）「義務的最低刑（mandatory minimum penalties）」とは，特定の犯罪に対して，裁判官が科すことが義務付けられている最低限の刑罰のことを指す。裁判官が犯罪者に対して適用する際に，最低限の実刑または罰金を設定するものであり，それ以下の刑は科されないというルール。性犯罪，薬物犯罪など重罪に該当するケースで設定される場合が多い。

（８） R. v. Hills, 2023 SCC 2（CanLII），［2023］1 SCR 6, Supreme Court of Canada, 2023.1
https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2023/2023scc2/2023scc2.html

（９） R. v. Bertrand Marchand, 2023 SCC 26（CanLII），Supreme Court of Canada, 2023.11
https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2023/2023scc26/2023scc26.html

（10） “Mandatory Minimum Sentences and Section 12 of the Canadian Charter of Rights and Freedoms: Supreme Court of Canada Case Law”, LIBRARY of PARLIAMENT loprespub, 2025.3
https://hillnotes.ca/2025/03/04/mandatory-minimum-sentences-and-section-12-of-the-canadian-charter-of-rights-and-freedoms-supreme-court-of-canada-case-law/

2022年４月，カナダ連邦議会は法案 C-5「刑法および規制薬物・物質法

刑罰が復活し，該当犯罪を犯した者に対しては，確実に拘禁刑を科すことができることになった。

また，同じく2026年6月，カナダ連邦議会は，地域社会の安全を強化し，カナダの司法制度への信頼を高めるための一連の改革の一環として，「保釈・量刑改革法（the Bail and Sentencing Reform Act（Bill C-14））を可決した[11]。これに対しては，保釈法を厳格化し，保釈がより困難になれば，結局多くの人が刑務所に収容されることになるのではないかとの懸念が示されている[12]。カナダの場合，起訴された容疑のために公判待ちで拘禁される状態（remand）が多い中で，このルールが適用されれば，刑務所の過剰収容がさらに加速化し，サービスの質の低下につながる可能性がある。また，それによって刑務所の環境が悪化することになり，犯罪者の更生への可能性を閉ざすことになりかねない。

他方で，最近のカナダでは，治安の悪化で犯罪率が著しく増加し，特に暴力犯罪などは深刻な状況であることが，メディアにより度々取り上げられている[13]。果たしてその実態はどうであろうか。そこでカナダの犯

改正法（Bill C-5, An Act to amend the Criminal Code and the Controlled Drugs and Substances Act）」を可決した。これにより，薬物および銃器に関連するいくつかの犯罪に対する義務的最低刑が廃止された。

“Bill C-5: An Act to amend the Criminal Code and the Controlled Drugs and Substances Act”
https://www.justice.gc.ca/eng/trans/bm-mb/other-autre/c5_1/index.html

（11） “Bail and Sentencing Reform Act: Legislation makes bail laws stricter and toughens sentencing laws” Government of Canada. 2026.6
https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/pl/c14/index.html

（12） “Bail reform could mean more people held in remand. Is Alberta ready?” CBS NEWES, 2026.6.20

（13） “Comparing Recent Crime Trends in Canada and the United States” Livio Di Matteo, Fraser Institute 2024 PDF Version pp1-8

この論文では，カナダとアメリカの犯罪発生率を比較して“2014年（犯罪率が最低水準に達した年）から2022年（比較可能な最新のデータ年）にかけて，カナダの暴力犯罪率は43.8%増加し，人口10万人あたり434.1件と

罪の現状を，カナダ統計局が2025年７月に公表したデータから外観してみよう。(14)

いわゆる犯罪発生数と犯罪の深刻度の両方を測定する主要な指標とされている犯罪深刻度度数（Crime Severity Index（CSI）(15)）では，新型コロナウィルス感染症（COVID-19）によるパンデミック後の2024年度以降には，犯罪率が大幅に低下したことが示されている。すなわち，犯罪深刻度度数は，77.3となり，2014年と比較して18%，1998年に記録されたピーク時より，34%低いことが判明した。その内訳では，2024年の殺人事件総数788件は，人口10万人あたり1.91件の発生率に相当し，前年比４％の減少を示している。(16)一方，自動車盗難は17%の減少という劇的な改善が見られ，発生率は人口10万人あたり239件まで低下した。しかし，詐欺などの分野では依然として課題が残っており，その発生率は人口10万人あたり436件を維持しており，10年前の水準より92%高い水準にある。サイバー犯罪の発生率（人口10万人あたり225件）は，2023年

なった。これは現在，アメリカの暴力犯罪率を14%上回っている。アメリカの暴力犯罪率は同期間にわずか5.3%増加し，人口10万人あたり380.7件となっている”と説明する。

“Immigration Growth, Diversity, and the Rise of Crime Trends in Canada Through the 21st Century” Clara Hasting, 2025.3
https://canadacrimeindex.com/rise-of-crime-trends-in-canada/

“Fraser Institute News Release: Canada’s violent crime rate 14.0% higher than U.S. in 2022, and rising; property crime rate 27.5% higher”, 2024.11
https://www.cbj.ca/fraser-institute-news-release-canadas-violent-crime-rate-14-0-higher-than-u-s-in-2022-and-rising-property-crime-rate-27-5-higher/

（14）“Police-reported crime statistics in Canada, 2024” 2025.7
https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/250722/dq250722a-eng.htm?indid=4751-1&indgeo=0

（15）“Crime severity index and weighted clearance rates, Canada, provinces, territories and Census Metropolitan Areas” Government of Canada, 2025.7

（16）この論文のテーマである先住民コミュニティーの殺人発生率は，10万人あたり10.84件であり，非先住民コミュニティーと比較して８倍を記録した。

から９％減少したものの，2018年の発生率の２倍以上と高止まりしており，デジタル犯罪の深刻化が浮き彫りになっている。

CSI の構成から鑑みると，非暴力犯罪深刻度度数は，2014年と比較して28％の減少，前年比で６％減少した。この中には，財産犯罪，薬物関連犯罪，詐欺関連犯罪が含まれるが，この減少に大きく寄与したのは，住居侵入，児童ポルノ犯罪，自動車窃盗，5000ドル未満の窃盗，器物損壊などの５つの違反行為であり，CSI 減少分の75％を占めた。他方で，暴力犯罪深刻度度数は，2014年と比較して６％増加，前年比１％の減少に止まったが，３年連続で15％増加していた状況から反転したといえる。この改善を牽引したのは，性的暴行，恐喝，強盗，殺人未遂，および加重暴行の発生率の低下であり，これらが合わせて暴力犯罪指数の減少分の80％を占めている。

それでは次に，カナダの矯正サービスの状況を外観してみよう。カナダにおける矯正サービスは，連邦及び州・準州の政府により運営されている。連邦刑務所では，刑期２年以上の刑を言い渡された成人犯罪者（18才以上の者）と，社会に仮釈放あるいは一時的な釈放（parole or statutory release）といった条件付きで釈放された犯罪者を監督している。州・準州の刑務所では，刑期２年未満を言い渡された成人犯罪者と公判又は判決言い渡しを待つ未決拘禁者（remand），および保護観察（probation）など社会内処遇を言い渡された犯罪者を監督している。

パンデミック後の最初の数か月間，つまり，2020年３月から４月以降，刑務所へ収容される成人と若年者の数は前例のないほど減少した。具体的には，2020/2021年の年間での一日平均収容者数は，全体で31.349人であり，前年度比で16.7％減少した。そのうち，州及び準州では前年比で21.7％減少し，18.950人，人口10万人あたり6,684人となった[17]。連邦レ

（17） “Number of adults in provincial and territorial correctional services in Canada in fiscal years 2001 to 2023” statista https://www.statista.com/statistics/560916/number-of-adults-in-provincial-

ベルでは10％減少し，12.399人，人口10万人あたり49.01人となった[18]。これらの減少は，統計が確認できる1970年以降最大の減少となった。

最新のデータによれば，2023/2024年には，州及び準州，連邦刑務所の収容者数は，39.205人で，その内訳は州及び準州刑務所が25.350人，連邦刑務所が13.855人となった。2014/2015年には，全体で39.341人であったことを鑑みると刑務所の収容者数は徐々にパンデミック前の数値に戻りつつあるということがわかる。

成人や若年者の矯正サービスそのものへの関わりもこのパンデミックを契機として著しく減少した。矯正サービスとは，犯罪者が刑務所などの施設内処遇，または，保護観察などの社会内処遇など地域社会の監督プログラムに処せられることを指し，同一人が一年間の間に何度もカウントされることがある。2020/2021の州及び準州の矯正サービスを受けた者の数は，総じて238,100人で，前年比34％減少した。他方で，連邦の矯正サービスを受けた者は，122,000人で，前年比14％減少した。成人の刑事施設への収容者数は，保護観察や執行猶予，仮釈放といった社会内処遇による地域監督プログラムを受けた者の数よりも早いペースで減少した。2020/2021年には，州及び準州の刑事施設に収容された者は37％減少し，一方，社会内処遇を受けた者は29％減少した。連邦レベルでは，刑事施設に収容された者の数は21％減少し，社会内処遇を受けた者の数は，７％減少した。

以上のように，パンデミック後の矯正サービスを受けた者の減少は，全国的なロックダウンの影響が大きいと考えられる。犯罪者が犯罪の機会を奪われたことは一つの理由と言われているが，カナダ連邦政府は，

and-territorial-correctional-services-canada/

（18）“Average number of adults in federal correctional services in Canada in fiscal years 2001 to 2023” statista
https://www.statista.com/statistics/560885/number-of-adults-in-federal-correctional-services-canada/

公共の安全とのバランスをとりながら刑務所の人口を削減する措置を講じた。措置とは，一時的または早期の釈放，または仮釈放期限の延長，医療的特権へのアクセス，裁判審理，判決言い渡し，保釈審理を待っている間の代替案が含まれる。対面での審理をなるべく避けるとともに，感染の拡大が懸念される施設内収容をなるべく控える政策を実行した。

(2) 刑務所の過剰収容と先住民

カナダの刑事司法制度のさまざまな分野や段階において，特定の集団が過度に多くを占めている状況は，依然として重大かつ長年にわたる懸念事項である。特に，カナダ国内の多くの地域における刑務所での先住民の過剰収容は，極めて深刻な問題である。すなわち，カナダの刑務所では，先住民（ファースト・ネーション，メティス，イヌイット）の成人と若年者が占める割合が，カナダの人口比と比べた場合，極端に不均衡であることが以前より指摘されてきた。

2025年８月に公表された国連恣意的問題作業部会の報告書[(19)]では，カナダの司法制度において，先住民が相変わらず過剰収容されていることについて「深い懸念」が示されている。一部の州及び準州の刑務所では，全収容者の70％から80％が先住民であったとされる。2020/2021年には，カナダの成人人口に占める先住民の割合は５％程度であったが，州及び準州の刑務所における先住民の割合は31％を占め，連邦の刑務所では33％を占めている。2023/2024年度は，連邦刑務所に拘禁された先住民の受刑者は，10年ほど前と比べておおよそ1000人ほど増加し，4,579人であった。他方で，保護観察等の社会内処遇に付された者は1,906人とおよそ650人増加した。また，先住民の若年者の場合は，その不均衡はさらに著しく，カナダ全体の若年者人口に占める先住民の若年者の割合が

(19) “A/HRC/60/26/Add.1: Visit to Canada - Report of the Working Group on Arbitrary Detention 04 Aug 2025” United Nations, 2025.8 https://www.ohchr.org/en/special-procedures/wg-arbitrary-detention

８％程度であったのに比べて，州及び準州，連邦の刑務所ではその割合は50％を超えている。

さらに，先住民の男性と女性を比べた場合には，女性の不均衡が男性に比べて著しく高いことが明らかになっている。すなわち，2020/2021年には，先住民の男性が州及び準州の刑務所で30％，連邦刑務所で32％を占めたのに対して先住民の女性は，州及び準州の刑務所で42％を絞め，連邦刑務所で40％を占めた。一方，収容された若年層の女性のうち，先住民の若年層女性は62％を占めた。(20)

以上のことを2014/2015年と比較すると，当時のカナダ全体の成人人口に占める先住民の割合は４％程度であり，州及び準州の刑事施設への収容された先住民の割合は全体の26％で，連邦刑務所へ収容された割合は22％を占めていた。他方で，2014/2015年に州・準州の刑務所に収容された先住民の女性の収容者全体に占める割合は38％であり，男性の場合24％であった。また，連邦の刑務所では，先住民の女性が全体の収容者に占める割合は31％であり，男性の場合は22％だった。これらの統計からわかることは，カナダの総人口に占める先住民の割合は，中国系カナダ人やヨーロッパ系カナダ人など他のカナダ人と比べれば僅かだが，年々少しずつその割合を増しつつあるということである。

人種別構成比で比較すると，2021年には，カナダの総人口の36,991,981人の内訳は69.8％が白人であり，先住民は５％であり，黒人が4.3％である。先住民の人口は，2016年から2021年にかけて９％増加した。これに対して2022年に連邦刑務所に収容された受刑者の内訳を見ると，白人が51.8％であり，先住民が28.1％，黒人が8.1％を占めている。このように

（20）“Indigenous adults and youth are overrepresented in admissions to custody” Adult and youth correctional statistics, 2020/2021, Government of Canada, 2022.4
https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/220420/dq220420c-eng.htm

刑務所に収容されている先住民の割合は，総人口の割合と比べれば著しく不均衡であり，特に若者や女性の不均衡は際立っており，それは年々高まりつつあるということがわかっている[21]。また，別のデータによれば，この不均衡の実態を際だたせる調査結果が公表されている[22]。以下では，当該データを紹介しながらこの不均衡の内実を見ていくことにしたい。

(3) 先住民の収容率・過剰収容指数・収容経験率

2020/2021年度，カナダ矯正サービス調査（Canadian Correctional Services Survey（CCSS））に報告を行った５つの州の刑務所において，収容中の先住民の１日平均収容者数は約4,100人であった。これにより，先住民の収容率（Incarceration Rate[23]）は人口１万人あたり42.6人となっ

（21） “Canada Demographic by Race 2025 | Statistics & Facts”, The World Data, 2025.11
https://theworlddata.com/canada-demographic-by-race/
“Distribution of adult population in federal correctional services in Canada in FY 2022, by self-reported race”
https://www.statista.com/statistics/561857/distribution-of-adult-population-in-federal-correctional-services-canada-by-race/

（22） “Over-representation of Indigenous persons in adult provincial custody, 2019/2020 and 2020/2021” Paul Robinson, Taylor Small, Anna Chen, and Mark Irving, Juristat Article, 2023.7, PDF Version pp1-26
https://www150.statcan.gc.ca/n1/en/pub/85-002-x/2023001/article/00004-eng.pdf?st=eD1XwBz4
ここでは，カナダ矯正サービス調査（Canadian Correctional Services Survey）（CCSS））の結果を提示し，2019/2020年度および2020/2021年度の５つの州における，州の刑務所での先住民の過剰収容の実態に関するデータと情報を提供している。具体的には，本分析では，成人収容者の３分の２を占めるノバスコシア州，オンタリオ州，サスカチュワン州，アルバータ州，ブリティッシュ・コロンビア州の各州刑事施設から得られた情報を対象としている。

（23） 収容率（Incarceration Rate）とは，その年の平均的な１日における，収容されている人口の割合を示す指標である。これは刑務所の平均日数を，その年の一般人口推計値で割り，さらに10,000を乗じて算出される。CCSS

た。５つの州のうち，サスカチュワン州の成人先住民収容率が100.7で最も高く，次いでアルバータ州（54.9），オンタリオ州（32），ブリティッシュ・コロンビア州（22），ノバスコシア州（7.9）となった。他方で，この調査対象となった５州の非先住民人口における収容率は，2020/2021年度で4.0であった。オンタリオ州が非先住民の収容率で最も高く（4.5），ブリティッシュ・コロンビア州が最も低かった（2.3）。

2020/2021年，先住民成人男性の収容率は，５つの州すべてにおいて，先住民成人女性よりも高かった。先住民男性の場合，州の刑務所５つすべてにおける収容率は77.8であったのに対し，先住民女性の場合は9.4であった。非先住民人口については，男性の収容率は7.6，女性は0.5であった。

2020/2021年度，先住民および非先住民の収容率は前年度と比較して低下した。先住民人口の収容率は前年度比18％減となり，非先住民の収容率は27％減となった。この減少の多くは，COVID-19の流行に起因するものであった。収容施設は，居住環境が密接であり，物理的な距離を保つ手段が限られているため，被収容者間のCOVID-19感染および伝染を防ぐ上で，特有の課題に直面していた。刑務所に収容されている人数を減らすことは，公衆衛生上のリスクを低減するための予防措置としても位置づけられた。

先住民グループに関するデータは，オンタリオ州，サスカチュワン州，アルバータ州，およびブリティッシュ・コロンビア州から入手された。先住民グループ別の収容率を見ると，ファースト・ネーションと自認する受刑者の収容率は，メティスと自認する受刑者よりも高かった。2020/2021年度において，ファースト・ネーションの人口の収容率は86.8（人口１万人あたり）であったのに対し，メティスの人口の収容率は35.4であった。この傾向は，2019/2020年度および2020/2021年度のい

においては，この率は人口１万人当たりの収容者数として表される。

ずれの基準期間においても一貫して見られた。両先住民グループにおいて，男性の収容率は女性よりも高かった。4つの州におけるファースト・ネーションの人口について，2020/2021年の男性の収容率は157.6であったのに対し，女性は19.8であった。メティス人口については，男性の収容率は64.6，女性は7.2であった。

2020/2021年において，5つの州における過剰収容指数（Over-Representation Index[24]）は8.9であり，これは両集団間の年齢および性別の違いを調整した場合，先住民の収容率が非先住民の収容率の約9倍であることを示している。5つの州のうち，過剰収容率はサスカチュワン州が17.7で最も高く，次いでアルバータ州（10.8），ブリティッシュ・コロンビア州（7.9），オンタリオ州（6.3），ノバスコシア州（1.9）となった。過剰収容指数が7.8であった前年度と比較して，2020/2021年には過剰収容率が14%増加した。過剰収容率はオンタリオ州で最も大きく増加し，前年度比24%増となった。また，サスカチュワン州（＋15%）およびアルバータ州（＋10%）でも過剰収容指数が上昇し，ノバスコシア州（＋6%）とブリティッシュ・コロンビア州（＋3%）でも比較的緩やかな上昇が見られた。

2020年および2021年には，主にCOVID-19の影響により収容率が低下したにもかかわらず，先住民の収容者数は相対的に増加した。既述したように，先住民の収容率は18%低下したが，非先住民の収容率は前年比27%減と，さらに大幅に低下した。

先住民女性の収容率は先住民男性よりもはるかに低いが，非先住民女性と比較した際の先住民女性の過剰収容率は，男性の場合よりもはるかに高い。過剰収容指数を用いると，成人収容施設における先住民女性の

（24） 過剰収容指数（Over-Representation Index）は，両集団の年齢・性別の構成が全国人口分布と同一であるかのように仮定し，集団間の年齢および性別の差異を調整することで，先住民と非先住民の率の相対的な差を算出するものとされている。

収容率は，非先住民女性の15.4倍であった。先住民女性の過剰収容率はサスカチュワン州（28.5）が最も高く，次いでアルバータ州（15.5），オンタリオ州（12.5），ブリティッシュ・コロンビア州（11.2），ノバスコシア州（3.3）の順であった。

年齢層別にみると，若年成人（18～30歳），中年成人（31～50歳），高齢成人（51歳以上）の過剰収容率は，５つの州のうち，過剰収容率が最も高かったのは若年成人で，過剰収容指数は9.8であった。過剰収容率は中高年層（8.9）でも高く，高齢者層（5.5）ではやや低かった。この傾向はすべての管轄区域で同様であったが，オンタリオ州のみ，中高年層（7.0）の過剰収容率が若年成人層（5.9）よりもわずかに高かった。

５つの州の刑務所において，被収容者の圧倒的多数は，未決拘禁者（remand）か，刑の確定した受刑者のいずれかである。実刑判決を受けた被収容者には，主に２年未満の州及び準州刑務所に服している者や，２年以上連邦刑務所に服し，または，連邦刑務所への移送を待っている者が含まれる。また，CSC の監督下にあるものの，地域社会への釈放（community release）や仮釈放の停止（parole suspensions），あるいは出廷待ちのため，州の刑務所に一時的に収容されている者も含まれる場合がある。ほとんどの州の刑務所において，平均的な日では，未決拘禁中の被収容者が刑期服役中の被収容者よりも多かった。しかし，2020/2021年度においては，刑期服役中の被収容者における過剰収容性がより高かった。刑期服役中の被収容者における過剰収容性は9.8であったのに対し，未決拘禁中の被収容者における過剰収容性は8.5であった。

次に，収容経験率（The Custodial Involvement Rate（CIR））[(25)]を見てみ

（25）　収容経験率（The Custodial Involvement Rate（CIR））は，基準期間中に刑務所の収容を経験した特定集団の割合を測定したものである。この指標は，定義された集団（例：先住民成人など）について，基準期間中に少なくとも１日以上拘禁された個人の数を特定し，その後，収容を経験した人口の割合を算出する。

よう。2019/2020年度から2020/2021年度までの２年間において，ノバスコシア州，オンタリオ州，サスカチュワン州，アルバータ州，ブリティッシュ・コロンビア州の州刑務所で，２万8,000人を超える先住民成人が収容された。これは，５州の成人先住民人口の３％に相当する。この割合は，同期間に収容された非先住民成人の割合（１％未満）の8.2倍以上であった。これら５州すべてにおいて，この期間中に収容された先住民成人の割合は，非先住民成人よりも高かった。５つの州のうち，先住民の収容経験率が最も高かったのはサスカチュワン州の６％で，次いでアルバータ州（４％），オンタリオ州（２％），ブリティッシュ・コロンビア州（２％），ノバスコシア州（１％）となった。

州ごとの収容経験率の傾向は，カナダにおける警察に報告された犯罪の件数と重大度を測定する犯罪深刻度指数（CSI）の傾向と類似している。例えば，2021年には，犯罪深刻度度数はプレーリー地方の各州およびブリティッシュ・コロンビア州で最も高かった。同様に，報告対象となった５州のうち，サスカチュワン州とアルバータ州はCSIが最も高く，全体に与える相対的な影響も最大であった。オンタリオ州については，これがノバスコシア州よりも低かった一方で，収容経験率は約３倍高かった。

収容経験率は先住民の男性で最も高かった。２年間の期間中，５つの州において，先住民男性の５％が収容された。これに対し，同期間に非先住民の男性で収容された割合は１％であった。先住民の女性についても，非先住民の女性（１％未満）よりわずかに高い割合（１％）で収容されていた。この傾向は，報告を行った５つの州の刑務所すべてにおいて確認された。この２年間において，先住民男性の収容経験率が最も高かったのはサスカチュワン州で，先住民男性の10人に１人（10%）の割合で収容経験があった。次いでアルバータ州（６％）が続いた。オンタリオ州（４％）とブリティッシュ・コロンビア州（３％）の割合はほぼ同水準であった一方，ノバスコシア州はこの期間において最も低い収容

経験率（１％）を記録した。

５つの州において，過去２年間に25～34歳の先住民男性の10人に１人近く（８％）が収容を経験した。この年齢層は，州の刑務所における収容率が最も高い。これに対し，同年齢層の非先住民男性で同期間に収容を経験したのは１％であった。

25～34歳の先住民男性の収容経験率には，州によって多少のばらつきが見られた。サスカチュワン州では，25～34歳の先住民男性の16％が２年間に収容を経験しており，次いでアルバータ州（10％），オンタリオ州（６％），ブリティッシュ・コロンビア州（６％），ノバスコシア州（３％）となった。これに対し，25～34歳の非先住民男性の収容経験率は，これら５州すべてで低かった。このグループの収容率が最も高かったのはノバスコシア州（２％）であり，オンタリオ州，サスカチュワン州，アルバータ州，ブリティッシュ・コロンビア州はいずれも約１％であった。ノバスコシア州とオンタリオ州で比較的高い数値となっているのは，これらの州における黒人人口の割合が相対的に大きいことによる。黒人グループもまた，刑務所において過剰収容されている。

25歳から34歳の先住民女性も，非先住民の若い女性よりも高い割合で収容されている。この２年間において，５つの州で先住民の若い女性の2.3％が収容されたのに対し，非先住民の若い女性では0.2％であった。州によって多少のばらつきが見られ，サスカチュワン州の先住民の若い女性における収容経験率が最も高く（５％），次いでアルバータ州（３％），オンタリオ州（２％），ノバスコシア州（１％），ブリティッシュ・コロンビア州（１％）となった。これに対し，25～34歳の非先住民女性の収容率は，５州すべてでこれより低かった。

(4) 制度上・運用上の課題

カナダの刑務所における先住民の過剰収容を考察するにあたっては，過剰収容を招く要因や，法改正に影響を与える事項についても検討する

ことが重要である。保釈（bail）や未決拘禁（remand）は，先住民の過剰収容の問題を解決するための課題として注目されていることからその運用の実態について検討する。(26)

州の刑務所において収容されている者の大半は，未決拘禁者である。既述のように未決拘禁とは，拘留令状に基づき，裁判もしくは判決言い渡しを待つ間，裁判所が命じる一時的な拘禁を指す。2020/2021年度，全州および準州において，州の成人刑務所で収容されている者の平均日数における67％が未決拘禁中であった。未決拘禁に代わる措置として，保釈命令に基づき，地域社会において被疑者が監督下に置かれる場合がある。(27)

保釈とは，裁判での公判または判決言い渡しを待つ間，被疑者を地域社会に釈放することである。被告人が条件に違反した場合，保釈は取り消されることがある。また，保釈の取り消しに加え，被告人はカナダ刑法第145条に基づき，出頭義務違反または誓約・保証の条件不履行という追加の刑事罰に問われる可能性がある。2019/2020年度から2020/2021年度にかけて，保釈を監督する３つの州刑務所（サスカチュワン州，アルバータ州，ブリティッシュ・コロンビア州）には，約93,550件の保釈命令が受理された。2020/2021年度，保釈命令総数の３分の１強（39％）

（26） Op.cit.(11) “Part Three – Use of bail and remand for Indigenous and non-Indigenous persons” pp12–17

（27） “Understanding Conditional Sentence Orders（CSO）（House Arrest）in Canada” PHAM LAW GROUP, 2025.8
https://reginacriminallaw.com/conditional-sentence-orders-in-canada/
CSO は，地域社会において執行される拘禁刑である。被収容者は物理的に収監されていないものの，この刑は依然として拘禁刑とみなされ，厳しい条件が課される。これには，厳格な外出禁止令，カウンセリングの受講義務，薬物やアルコールの摂取禁止，社会奉仕活動，電子監視などが含まれる。CSO は，従来の矯正制度の外で犯罪者に責任を負わせつつ，更生を促進することを目的としている。
https://reginacriminallaw.com/

において，監督対象者は自ら先住民であると申告していた。結果は州によって異なった。サスカチュワン州では，保釈命令の73％において監督対象者が先住民であったのに対し，アルバータ州では41％，ブリティッシュ・コロンビア州では31％であった。この割合は2019/2020年度から2020/2021年度にかけてほとんど変化しなかった。2019年４月１日から2021年３月31日までの間，報告対象となった３州（サスカチュワン州，アルバータ州，ブリティッシュ・コロンビア州）における保釈中の者の１日平均人数は，１万7,800人をわずかに上回った。未決拘禁者の一日平均収容人数は4,630人であり，保釈と拘禁の１日平均人数比率は3.8となった（つまり，平均的な１日において，保釈下にある者の数は拘禁下にある者の約４倍である）。

報告対象の３州において，非先住民の保釈と拘禁の１日平均人数比率はより高く，全体として非先住民に対して保釈がより頻繁に利用されていたことを意味する。２年間の期間において，非先住民の比率は4.9であったのに対し，先住民の比率は2.6であった。

パンデミックの初期段階において，保釈と拘禁の比率が急速に拡大する中，非先住民における保釈の利用増加幅は先住民よりも大きかった。2020年３月時点での保釈と拘禁の比率は4.3であった。保釈が拘禁に対してピークに達した2020年６月までに，この比率は6.8へと上昇し，60％の増加となった。一方，先住民については，2020年３月時点での保釈と拘禁の比率は2.3であった。2020/2021年度の最初の数ヶ月間も保釈の利用は増加し，６月には3.5に達した。しかし，その増加率は53％にとどまり，非先住民に比べて緩やかな増加ペースであった。ただし，保釈利用における初期のこの差は，その年の残りの期間を通じて縮小していった。2021年３月までに，保釈と拘禁の比率は2020年３月の比率とほぼ同じ水準に戻った。

2　実務の中の差別的処遇(28)

既述のように過去10年間，カナダの刑務所への白人成人の収容者数は減少した一方で，先住民の収容率は急増しており，女性では112％の増加となった。すでに，カナダの州および準州の刑務所に収容されている女性の40％，男性の35％が先住民である。既述のとおり先住民は，全国人口のわずか５％を占めるに過ぎないのとは対照的である。これらの不均衡をつくりだす社会的背景は何か。以下では，先住民が警察の取り締りの対象となり刑事司法の俎上に取り込まれていく過程の中で，様々な差別的な処遇に晒されている実態を鑑みその原因について考察してみたい。

(1) 警察の取締り(29)

カナダ王立騎馬警察（RCMP）による人種的プロファイリングは，先住民が最初に向き合うことになる差別的な処遇ということになる。RCMP のプロファイリングの中でもカーデングと呼ばれる身元確認が先住民を苦しめている。背格好や風貌が似ているという理由だけで職務質問を受けることもしばしばある。氏名を名乗らず，ID カードを提示

（28） “Canada’s prisons are the ‘new residential schools’-A months-long investigation reveals that at every step, Canada’s justice system is set against Indigenous people” Nancy Macdonald, Maclen’s, 2016.2
https://macleans.ca/news/canada/canadas-prisons-are-the-new-residential-schools/

（29） “Survey indicates Indigenous people targeted by police in Prairie provinces” Erin Millar, The Discourse 2016.5.
https://thediscourse.ca/urban-nation/survey-indicates-indigenous-people-targeted-police-prairie-provinces

“Structural Racism against Indigenous People in Canadian Law Enforcement” caunicef, Campus UNICEF, 2024.3
https://caunicef.org/

しない場合，壁に背中を叩きつけられ，権利の告知もないまま，車の後部座席に押し込まれる。身元調査の結果，前科が無いことが確認されるまで身体は拘束される。特に，プレーリー地方の先住民たちは，自分たちがRCMPにより不当かつ違法な標的にされていると主張している。

先住民コミュニティーがRCMPによって恣意的に標的とされ被害を受けている背景には，個々の警察官が抱く犯罪性に関する否定的なステレオタイプが影響していると考えられている。例えば，警察が認知した広範な犯罪（暴力犯罪や非暴力犯罪，その他訴追の対象となり得るあらゆる犯罪行為を含む）において，先住民の占める割合は極めて高くなっている。「カーサラル・レッドライニング（Carceral Redlining）[30]」すなわち，特定の地域社会の周囲に赤い線を引き，それらの地域を犯罪の温床と見なして刑事罰の対象とする慣行があると言われている[31]。先住民の起訴率が高いのはそのためでる。先住民は刑事罰のターゲットになるだけでなく，RCMPによる暴力の被害者にもなりやすい。2018年のデータでは，主に非先住民を管轄する警察署が報告した犯罪件数は，主に先住民を管轄する警察署の６分の１に止まっていた[32]。

（30）　カーサラル・レッドライニングとは，アメリカにおける歴史的な手法であり，金融機関が人種や経済的要因に基づいて居住地域を区分けし，低所得者層のコミュニティー，とりわけ黒人が居住する地域をしばしば排除の対象としていたことを指す。

（31）　Numata, Y.（2020, July 08）. Carceral Redlining: White Supremacy is a Weapon of Mass Incarceration for Indigenous and Black Peoples in Canada. Retrieved 2024.2
https://yellowheadinstitute.org/resources/carceral-redlining-white-supremacy-the-incarceration-for-indigenous-and-black-peoples/

（32）　“Crime reported by police serving areas where the majority of the population is Indigenous, 2018” Allen, M, 2020, 11
https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/85-002-x/2020001/article/00013-eng.htm

(2) 保釈[33]

保釈審理の法廷は，厳格な適正手続きと立証基準が求められる公判とは異なり，あらゆる意味で被告人にとって無防備な場所であると言われている。すなわち，身体拘束を受けている多くの先住民は保釈と引き換えに罪を認めようとするので，事件はここで終わってしまうのである。例えば，トロントの公選弁護人は，逮捕された先住民と10分以上面接することは稀であり，法廷で初めて面会する者もいると言われている。逮捕された先住民の中には，知的障害や胎児性アルコール障害（FASD）など深刻な精神疾患を患う者が少なくない中で，公選弁護人は被告人に法的な手続きについて簡単な説明をするとともに，検察から提示された取引条件を急いで伝えようとする。

マニトバ州では，保釈が頻繁に却下されるという。過密な刑務所に収容された先住民の多くが公判待ちの状態（remand）であると言われている。カナダでは，およそ50年前に保釈法が改正され，“被告人は脅威とならない限り保釈されて公判を待つべきだ”と規定された。刑事弁護人たちによると裁判官たちが，特に先住民の被告人に対して保釈の取得をますます困難にしている実態があるという。そのため裁判待ちの状態（remand）で保釈が認められずに身体拘束が継続する先住民の数が年々増え続けているという。

出廷要請に従わない，門限に間に合わなかったという行政違反を理由

(33) Op.cit.(4), “Canada restores mandatory minimums to keep kids safe from predators” Department of Justice Canada, 2026.6
https://www.canada.ca/en/department-justice/news/2026/06/canada-restores-mandatory-minimums-to-keep-kids-safe-from-predators.html

Op.cit.(10) “Bail and Sentencing Reform Act: Legislation makes bail laws stricter and toughens sentencing laws” Department of Justice Canada, 2026.6
https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/pl/c14/index.html

“Mandatory minimum penalties of imprisonment and Bill C-16” Department of Justice Canada, 2026.6
https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/pl/c16/mmpi-pmoe.htmle34

として，保釈尋問に呼びだされる者も少なくない。こうした条件違反に対する起訴件数が急増している。ブリティッシュ・コロンビア州では，最近の調査によると，刑事裁判所の案件の実に40％が「司法行政」上の犯罪となっており，これには保釈や保護観察の条件違反が含まれる。保釈が認められず，認められても条件違反で起訴されれば，身体拘束が長引くことになり，仕事や住まい，さらには子どもの親権まで失いかねない。そのため多くの被告人は”有罪答弁”を選択することになる。保釈が認められず，過密状態の刑務所での長期収容を迫られる中，義務的最低刑が導入された状況下で，ますます多くの人々が理不尽な選択を強いられている[34]。

(3) 量刑

後の項目で詳しく取り上げるが，1996年には，特に先住民犯罪者に対する量刑において，裁判官が保護観察処分や修復的処遇を検討するよう促すため，刑法が改正された[35]。その３年後，グラデュー判決で，カナダ連邦最高裁判所は次のように判示した。“量刑を決定する裁判官は，先住民の犯罪者が抱える社会的疎外，不利な立場，依存症，虐待の経歴に配慮しなければならない[36]”。しかし，その後，下級審裁判所の姿勢にあ

（34）　Op.cit.[20], “Canada’s prisons are the ‘new residential schools’-A months-long investigation reveals that at every step, Canada’s justice system is set against Indigenous people” Nancy Macdonald,Maclen’s, 2016.2

“Mandatory minimum penalties of imprisonment and Bill C-16” Department of Justice Canada, 2026.6

https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/pl/c16/mmpi-pmoe.htmle34

（35）　“A Review of the Principles and Purposes of Sentencing in Sections 718-718.21 of the Criminal Code”,「Research and Statistics Division」Department of Justice Canada Gerry Ferguson UVic Distinguished Professor Faculty of Law, University of Victoria. PDF Version pp17

https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/jr/rppss-eodpa/index.html

（36）　R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC), [1999] 1 SCR 688, Supreme Court

まり変化はなかった。そのため先住民の犯罪者たちは，起訴されれば保釈は認められず，長い裁判待ち（remand）の期間を経て刑務所に収容される。その割合は非先住民と比べて著しく不均衡で圧倒的に過剰である。プレーリー地帯にあるサスカチュワン州の裁判所では，先住民の被告人に対する刑期は，先住民であるとの示唆がない被告人に比べて２倍以上長かった。危険運転では３倍，武器を用いた暴行では10倍にも達した。

グラデュー原則が先住民の裁判において全く機能しないことが法学者らにより批判されていた。そのため2012年，カナダ連邦最高裁判所はイピリー事件において，裁判所の方針を改めて強調せざるを得なかった。同裁判所は，“グラデュー原則があらゆる状況に適用されること，そしてこの原則を適用しないこと自体が上訴の十分な理由となり得ること”を指摘し，下級裁判所を厳しく批判した(37)。

別の調査によれば，サスカチュワン州の裁判所がグラデュー原則を適用した裁判は全体の８％足らずであることか判明した。裁判官たちは一様に先住民のことは理解しているというが，本当に理解しているだろうか。逆に，国内で「危険な犯罪者（DOs）」の指定がますます多用されていることが先住民への深刻な差別を促すことにならないだろうか。実際，こうした形で終身刑を言い渡される先住民の犯罪者が増え続けている。危険犯罪者指定の年間件数は過去10年間で倍増し，平均で年間40件に達している(38)。

of Canada, 1999.4
https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/1999/1999canlii679/1999canlii679.html?autocompleteStr=R%20v.%20Gladue&autocompletePos=1

（37） R. v. Ipeelee, 2012 SCC 13（CanLII），［2012］1 SCR 433, Supreme Court of Canada, 2012.3
https://decisions.scc-csc.ca/scc-csc/scc-csc/en/item/8000/index.do

（38） Op.cit.(20)
“Canada’s prisons are the ‘new residential schools’-A months-long investi-

(4) 収容と隔離[(39)]

連邦刑務所には，四段階のセキュリティー区部があり，中・重警備の刑務所には，社会的に疎外された脆弱な集団，特に先住民，女性，黒人，そして精神疾患を抱える受刑者が過剰に収容されている。[(40)]

また，一般的に先住民の受刑者が刑務所に収容されると，他のグループよりも過酷な刑期を過ごすことになる。刑務所内の些細な違反で告発されることが多く，また，受刑者どうしのトラブルに巻き込まれることも珍しくなく，それにより行政的な隔離措置を受けることが度々あり，全事件の30％を超えている。

行政的な隔離の目的は，本来，刑務所の安全，受刑者の安全を維持することにあるが，しかし，連邦刑務所の中では，不当な懲戒処分として利用されてきた。カナダ連邦議会は2018年10月，矯正及び仮釈放法及びその他の法律を改正する法案 C-83 を提出した。法案 C-83 は，その他の措置に加え，行政的隔離を構造化介入ユニット（structured intervention units（SIU））に置き換えた。CSC は，以前の制度と比較して，SIU に収容されている連邦刑受刑者は，プログラムやその他のサービスへのアクセスが容易になり，独房の外で過ごす時間が増え，より頻繁に対人交流を持つことができることを強調した。CSC はまた，SIU に収容されている連邦刑受刑者のニーズに継続的に対応できるよう，SIU 入所前

gation reveals that at every step, Canada's justice system is set against Indigenous people" Nancy Macdonald, Maclen's 2016.2.

（39） "Racial Segregation of Indigenous Peoples in Canada" Jennifer Brant, The Canadian Encyclopedia, 2020.3
https://thecanadianencyclopedia.ca/en/article/racial-segregation-of-indigenous-peoples-in-canada

"UN group concerned over continued Indigenous overrepresentation in Canada's jails" Candace Maracle, CBC News, 2025.9

（40） Op.cit.(1) pp65, 122「先住民族犯罪者の４分の３以上が，入所時に中警備または厳重警備の刑務所に送られ，更生プログラムに紹介された。これらのレベルは，非先住民族犯罪者よりも著しく高かった。」

に先住民社会歴の調査を実施していることにも言及した。これには，長老／スピリチュアルアドバイザーへの継続的なアクセス，および精神的・文化的活動に参加する機会が含まれているという(41)。

他方で，矯正調査官によるインタビューをとおして，「SIU に関する現在の法的枠組みは，隔離に類似した状況の創出と使用を防止できていない」ことが明らかになり，受刑者の一部からも，依然として“独房監禁”に相当する状況に置かれているとの申告がなされている(42)。

また，連邦刑務所では，先住民が，暴力事件に過度に関与していると報告がある。この現実を反映して，OCI（犯罪捜査局）は，2016年10月から2018年 2 月までの暴力事件の47％に，連邦法で有罪判決を受けた先住民が関与していたと報告している。さらに，連邦法で有罪判決を受けた先住民の大多数が収容されているプレーリー地域では，暴力事件の割合が最も高い(43)。

また，一度問題を起こして隔離されると仮釈放のチャンスを失い，先住民の受刑者は満期まで刑務所で過ごす者が少なくない。それに対して非先住民受刑者の場合には，その 3 分の 2 程度に止まる。収監される保護房は用を足すための穴が一つ，それ以外は厚い壁に覆われた狭く陰惨な場所である。2011年までは，「管理プロトコル」という，受刑者を無期限に隔離房に収容することを認める超厳重管理措置が適用されていた。

先住民の受刑者が抱える問題は，収容時の評価から始まる。そこでは，彼らのリスクレベルが「収容リスク評価尺度（Custody Rating Scale）」によって一貫して過大に分類されがちである。この評価は，彼らが最低，中，最高レベルのセキュリティー施設のいずれに収容されるか（そして収容中のほぼすべての事項）を決定する。長年にわたり，カナダ政府は先住民受刑者に対して用いられるこれらの評価ツールやその他の評価

（41） Op.cit.(1) pp164
（42） Op.cit.(1) pp165
（43） Op.cit.(1) pp134

ツールを改革せよという要求を無視し続けてきた。

マイケル・フェラン判事は，CSC に対し，先住民受刑者へのこれらのツールの使用を中止するよう命じた。判事は，それらが「文化的偏見の影響を受けやすい」ものであり，「無価値な」データを生み出す可能性があると主張した。先住民がこれまで受けた様々な社会的な疎外，すなわち，世代を超えたトラウマ，アルコール依存症，虐待の過去，教育・雇用の欠如，銀行口座や趣味の不在といった要因が，受刑者が最高警備施設に収容され，「高リスク」と分類される可能性を高めている。

オンタリオ州女性司法ネットワーク（Ontario Women's Justice Network）の2008年の報告書によると，刑務所内での自傷行為の78％を占める先住民女性が，より高いセキュリティレベルに移送される主な理由は，自殺未遂を含む自傷行為にあるという。刑務所側は，精神疾患やこうした自傷行為への適切な対処法を知らないために，こうした者たちを長期にわたり隔離施設に収容しているのである。カナダでは，刑務所で死亡する受刑者の人種に関するデータが存在しない。しかし，以前から指摘されているのは，刑務所に収容中に死亡する受刑者の半数以上が先住民であり，自殺，頭部外傷，あるいは警察との致命的な衝突によるものであることが判明した。こうした死亡の多くは，刑務所側が「保護下にある先住民に手を触れず，診察せず，綿密に監視もしない」ために発生しているという(44)。

3　植民地主義からの脱却とグラデュー原則の適用

以上見てきたように，カナダの刑務所では，収容者全体に占める，先住民の割合が極めて高く不当な処遇を受けるのは，彼らがおかれている経済的，社会的不利益な環境，薬物乱用，暴行，社会統合の失敗，心的

（44）　Op.cit.(20), "Canada's prisons are the 'new residential schools'-A months-long investigation reveals that at every step, Canada's justice system is set against Indigenous people" Nancy Macdonald, Maclen's, 2016.2

外傷ストレスなどといった問題だけではなく，カナダ社会の中に存在している彼らに対する体系的な差別と，人種的，社会的偏見に基づくものとみられている。それは，「植民地主義」という言葉に置き換えて説明されている。「植民地主義」は，文化的疎外，領土の剥奪，世代間のトラウマ，組織的差別，社会経済的疎外をもたらしそれが相まって今日でも多くの先住民の生活に影響を及ぼしている。

「寄宿学校制度」にみられた家族からの引き離し，現在も多く続く児童福祉の実践によって引き起こされた文化的疎外と世代間トラウマは，人間関係に影響を与え，家族の絆を弱める一因になっている。これは複雑で悲劇的な結果をもたらし，深刻な身体的健康問題，精神障害や認知障害，自殺，身体的・性的虐待，アルコールや薬物の乱用，対人暴力，家庭崩壊，そして被害者と加害者の両方で刑事司法制度に関与するなど多くの先住民に継続的な悪影響を及ぼしている。

(1) 刑法718.2条(e)[45]

1995年カナダ連邦議会は，判決の言い渡しと量刑の見直しに関して刑法を改正する法案 C-41 を可決した。この新法は1996年より施行されたが，その中にはカナダの刑務所に収容された先住民の過剰収容とそれに伴う差別的な処遇を改善するための刑法718.2条(e)が含まれていた。718.2条(e)は，次のように規定していた。

「刑を科す裁判所は，以下の原則も考慮しなければならない：……(e) 状況において合理的である限り，すべての犯罪者に対して，拘禁以外の利用可能なすべての制裁措置が検討されるべきであり，特に先住民の犯罪者の状況に留意しなければならない」(Section 718.2 reads: "A court that imposes a sentence shall also take into consideration the following principles: (e) all available sanctions other than imprisonment that are

(45) Op.cit.[24]

reasonable in the circumstances should be considered for all offenders, with particular attention to the circumstances of aboriginal offenders[(46)])。

カナダ政府は，この法案を提出するにあたり，先住民に対する拘禁刑の言い渡しが容認できない水準にあり，それが刑務所の先住民の過剰収容と差別的な処遇をもたらす一因となっているという認識を示していた。改正刑法が施行されるまでは，いかなる刑罰を言い渡すかは裁判官の専権事項であり，裁判官は抑止，非難，拘禁，更生の各原則を独自の判断で衡量し，その決定は控訴審による審査のみの対象となるとされていた。

刑法718.2条(e)に反映された改正は，法定の量刑指針を課すことで，裁判官の意思決定にある程度の制約を導入するものであった。改正の主たる目的は，カナダの裁判所による拘禁刑の言い渡し頻度を減らし，刑務所への収容を制限するだけでなく，関係先の支援による更生を目指す社会内処遇を拡大させることだった。中でも先住民が直面する制度的な枠組みを見直すことに重点が置かれていた。

ただ刑法718.2条(e)が，イピリー事件判決後の2015年に修正され，先住民の犯罪者に対する量刑の考慮事項として「被害者または地域社会に与えられた危害（“consistent with the harm done to victims or the community.”）」が追加されたことを指摘しておかなければならない。この法案の改正が議論された議会での審議において，法務大臣が「裁判所が被害者や地域社会に与えられた危害も考慮するよう要件を追加することは，犯罪者の権利と，犯罪者の行為によって被害を受けた人々の権利との間に適切な均衡を確保するのに役立つだろう」と答弁した。

さらに，2019年に刑法の量刑規定に718.04条および718.201条が追加された。

◆刑法718.04条

裁判所が，個人的な事情（先住民であることや女性であることなどを

（46）　後に述べるようにこの条文は2015年修正前のものである。

含む）により脆弱な立場にある者に対する虐待を伴う犯罪について刑を科す場合，裁判所は，当該犯罪の根拠となる行為に対する非難及び抑止という目的を第一に考慮しなければならない。

“When a court imposes a sentence for an offence that involved the abuse of a person who is vulnerable because of personal circumstances — including because the person is Aboriginal and female — the court shall give primary consideration to the objectives of denunciation and deterrence of the conduct that forms the basis of the offence.”

◆刑法718.201条

親密なパートナーに対する虐待を伴う犯罪について刑を言い渡す裁判所は，被害者である女性の脆弱性が高まっていることを考慮し，特に先住民の女性被害者の状況に留意しなければならない。

“A court that imposes a sentence in respect of an offence that involved the abuse of an intimate partner shall consider the increased vulnerability of female persons who are victims, giving particular attention to the circumstances of Aboriginal female victims.”

刑法718.04条は，「先住民であり女性である」ことを含む理由により脆弱な立場にある被害者が関与する事件において，告発と抑止を優先するものであり，718.201条は，裁判所に対し，特に先住民の女性に留意しつつ，女性被害者の「脆弱性の増大」を考慮することを義務付けている。(47)

（47） “Indigenous Women as a Vulnerability Factor in Sentencing : How Criminal Code sections 718.04 and 718.201 Weaken Gladue and Entrench Discrimination against Indigenous Offenders” Canadian studies 2025. 9 Philippe Boucher pp39-65

(2) グラデュー原則を巡る判例の動向

ここでは，1996年刑法718.2条(e)施行後に言い渡された，先住民犯罪者の取り扱いに関する代表的な最高裁判所判例を取り上げながら各判例の特徴と意義について検討したい。

①　R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC), [1999] 1 SCR 688[48]

上記のように，1996年に施行された刑法718.2条(e)が示した指針は，その中身について曖昧さが残っていたが，1999年にカナダ連邦最高裁判所が，いわゆるグラデュー判決を言い渡したことで，同条項の意味付けがなされることになった。

グラデュー上訴事件は，第２級殺人罪で有罪判決を受けた先住民女性ジェイミー・グラデューの事件において，ブリティッシュ・コロンビア州の第一審裁判官が下した量刑決定に端を発する。懲役と保護観察を伴うこの判決に対し，第一審裁判官が刑法718.2条(e)に基づき，被告人の先住民としての状況や伝統を十分に考慮していなかったことを理由に上訴が提起された。

第１審裁判官の判断は，グラデュー氏が保留地コミュニティーではなく都市部に居住していたため，自身の先住民としてのルーツや生活様式から疎遠になっているという考えに一部基づいていた。したがって，裁判官は，グラデュー氏には刑法718.2条（e）が適用されないと結論付けた。同条項では，すべての被告人，特に先住民の被告人に対して，拘禁刑以外の合理的かつ利用可能なすべての制裁措置を検討すべきとされている。ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所は第一審裁判官の判決を支持し，その後，本件はカナダ連邦最高裁に持ち込まれた。

（48）　Op.cit.[36]. R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC), [1999] 1 SCR 688, Supreme Court of Canada, 1999.4
https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/1999/1999canlii679/1999canlii679.html?autocompleteStr=R%20v.%20Gladue&autocompletePos=1

＜事実の概要＞

「被告人は先住民の女性で，内縁の夫を殺害した傷害致死の罪で検察によって起訴され，有罪を認めたことで，拘禁刑３年の判決を受けた。事件当夜，被告人は19歳の誕生日を祝い，被害者を含む友人や家族とビールを飲んでいた。被告人は被害者が姉と浮気をしているのではないかと疑い，姉がパーティを出て被害者の後を追った際，被告人は友人に「彼はひどい目に遭うだろう。今度こそ本当にひどい目に遭うだろう」と言った。

その後，被告人は被害者と姉が姉の家で一緒に階段を降りてくるのを目撃した。被告人は，二人が性行為に及んだと信じていた。被告人と被害者がタウンハウスに戻ると，口論が始まった。口論の中で，被告人は被害者の不貞を問い詰め，「彼女は太っていて醜く，他の女ほど良くない」と言った。数分後，被害者は家から逃げ出した。被告人は大きなナイフを持って被害者に向かって走り，胸を刺した。自宅に戻る際，被告人の「捕まえてやる，このクソ野郎」と叫んだ声が周りに響いた。また，被害者がタウンハウスを出る前に被告人が腕を刺したことを示す証拠もあった。

＜判旨＞

「解決すべき争点は，ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所の多数意見が，本件の状況において，裁判官が３年の拘禁刑を宣告する際に刑法718.2条(e)を正しく適用したとの判断に誤りがあったか否かである。[49] この争点に答えるためには，刑法718.2条(e)の立法目的を明らかにする必要がある。刑法718.2条(e)の「先住民犯罪者の状況に特に留意して」という文言が，本控訴において，本裁判所に，刑法718.2条(e)の実際の適用を規定すべき規則と原則を明確にするよう求めている。すなわち，

（49） Op.cit.[36),(48)], R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC). para 24

718.2条(e)が本質的に矯正的なものとして理解されるべきか，それとも718.2条(e)は718条から718.2条までのその他の規定とともに，既存の量刑原則を単に成文化したものと理解すべきかである。(50)

先住民の過剰収容の実態は，緊急に対処しなければならない切迫した社会問題(51)であり，カナダ連邦議会が司法関係者に対し，問題の原因を調査し，量刑手続きを通じて可能な限り改善に努めるよう指示したものと捉えるのが妥当である。そして，先住民犯罪者の刑務所における不均衡は，貧困，薬物乱用，教育の欠如，先住民の雇用機会の欠如など，様々な要因に起因しており，また，先住民に対する偏見，そして先住民犯罪者に対して保釈を拒否し，より多くの刑期とより長い刑期を科す傾向が強い残念な制度的アプローチからも生じている。(52)

以上の点を改善するために特定の先住民犯罪者が裁判所に召喚されるに至った原因である，特有の体系的要因または背景的要因について検討することが不可欠だ(53)。刑事司法制度に接する先住民が経験する重大な問題は，抑止，隔離，そして制裁という伝統的な量刑の理念が，先住民犯罪者やそのコミュニティーが抱く量刑の理解としばしば大きくかけ離れている。量刑に関する先住民の伝統的な考え方の多くは，修復的司法の理想を第一に重視しており，この伝統は，刑法718.2条(e)に基づく分析において極めて重要だ。

また，カナダの刑務所が先住民の過剰収容の問題を抱えているのは，“修復的なアプローチは，制裁的なアプローチよりも寛大だ”という考えに基づくものであり，拘禁刑こそが究極の刑罰であるという認識に基づいている(54)。「重要なのは，……多くの先住民犯罪者にとって，現在の

（50）　Op.cit.(36),(44), R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC). para 31
（51）　Op.cit.(36),(44), R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC). para 44, 50, 52～65, 88
（52）　Op.cit.(36),(44), R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC). para 65
（53）　Op.cit.(36),(44), R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC). para 66～74, 77, 80
（54）　Op.cit.(36),(44), R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC). para 70～74

量刑の概念は不適切であるということを認識することである。なぜなら，それらはしばしば先住民の人々や先住民コミュニティーのニーズ，経験，そして視点に応えていないからである。犯罪が重大とみなされる場合であっても，拘禁刑の長さを考慮しなければならない。

刑法718.2条(e)は居留地内外，大都市または農村部を問わず，居住地を問わず，すべての先住民犯罪者に適用される。量刑裁判官に対し，すべての先住民犯罪者について，投獄に代わる合理的な代替手段を検討することを義務付けている(55)。」

以上のように，カナダ連邦最高裁判所の判決は，先住民の過剰収容に関する政府の懸念に同意し，刑法718.2条(e)の根底にある原則と一般的な指針を支持した。同裁判所はまた，先住民の過剰な収容において，貧困，社会からの疎外，および制度的な差別が果たす役割に言及した。また，量刑裁判官に対し，代替的な量刑選択肢を検討するとともに，先住民一般，そして特に当該犯罪者に影響を及ぼす広範な制度的・背景的要因を考慮するよう指示した。

ここで重要なことは，最高裁判所の判決は，ブリティッシュ・コロンビア州の第一審裁判官の見解とは対照的に，保留地コミュニティーやより遠隔で孤立した地域だけでなく，都市部の先住民についても刑法718.2条(e)に基づき考慮されるべきであるという考えを支持したことである。カナダ連邦最高裁判所は，先住民および非先住民の犯罪者の双方にとって，量刑の代替措置の重要性を認めた。先住民の文脈において，代替措置はしばしば「修復的司法」という包括的な概念の下に分類される。同裁判所は，「犯罪者，被害者，そして地域社会における均衡感覚を回復し，将来の犯罪を防止すること」に言及した。これは，犯罪に対処するための修復的アプローチと位置付けられるものである。

（55） Op.cit.(36), (44), R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC). para 91

②　R. v. Ipeelee, 2012 SCC 13（CanLII），［2012］1 SCR 433[56]

＜事実の概要＞

これら２件の上訴は，長い犯罪歴を持つ先住民の犯罪者に関するものである。両名の先住民犯罪者とも，長期犯罪者と認定され，長期監督命令（long-term supervision orders（LTSO））が言い渡されていた。被告人Ｉはアルコール依存症であり，酩酊状態で暴力犯罪を犯した前歴がある。彼は長期犯罪者に指定された後，拘禁刑６年の刑に処され，その後LTSOが言い渡された。刑務所から釈放された後，被告人Ｉは酩酊状態で再び犯罪を犯し，それによってLTSOの条件に違反した。彼は拘禁刑３年の判決を受け，その刑期から，１対１の換算率で算定された判決前拘禁期間６ヶ月が差し引かれた。控訴裁判所は，被告人Ｉが提起した控訴を棄却した。

被告人Ｌは薬物およびアルコール依存症であり，酩酊状態で性的暴行を犯した前歴がある。被告人Ｌは，長期犯罪者に指定された後，拘禁刑3年およびそれに続くLTSOを言い渡された。刑務所からの釈放後，彼は尿検査に不合格となり，それによってLTSOの条件に違反した。被告人Ｌは拘禁刑３年の判決を受けたが，判決前の拘禁期間５ヶ月分が1.5対１の換算率で差し引かれた。控訴裁判所の多数意見は被告人Ｌの控訴を認め，刑期を拘禁刑1年に減刑した。

＜判旨＞

「刑法718条は，量刑の根本的な目的を定めている。これらの根本的な目的は，成文化された量刑目的のリストに掲げられた目的のいずれか，またはその組み合わせに基づく公正な制裁を科すことにより，社会を保護し，犯罪防止の取り組みと相まって，法の尊重および公正で平和かつ

（56）　Op.cit.[37] R. v. Ipeelee, 2012 SCC 13（CanLII），［2012］1 SCR 433, Supreme Court of Canada, 02012.3
https://decisions.scc-csc.ca/scc-csc/scc-csc/en/item/8000/index.do

安全な社会の維持に寄与するものである。これらの量刑目的には，非難，抑止，必要に応じて犯罪者を社会から隔離すること，および犯罪者の更生を支援することが含まれるが，これらに限定されない。(57)

1996年9月3日，刑法が改正され，刑法718.2条(e)が追加された。議会は，量刑を通じて先住民犯罪者の過剰収容を緩和することを目的としたこの是正規定を制定した(58)。この条項は，裁判所が，収容以外の利用可能な制裁のうち，状況下で合理的であり，被害者または地域社会に与えられた損害と整合性のあるものをすべて考慮に入れなければならないと定めており，特に先住民犯罪者の状況に留意して，すべての犯罪者に対してこれを適用すべきである。(59)

カナダの法制度は，インディアン法に規定された「インディアン」の定義に由来するアイデンティティに基づき，常に先住民を他のカナダ人と区別してきた。刑法718.2条(e)の適用を通じて裁判所の注意を先住民犯罪者の事情に向けさせることで，刑法は，先住民の特異な立場が，体系的な不利益やポストコロニアルな地位に起因する可能性があることを認めている。

刑法718.2条(e)は，裁判所に，先住民の犯罪者に対する量刑を検討する際，法廷に立つ各個人にとって真に適切かつ妥当な量刑を実現するために，異なるプロセスを採用することを求めている。量刑プロセスは個別化されているものの，犯罪者は，現在カナダと呼ばれる地域における先住民の集合的な経験という文脈の中に存在していると理解される。これには，「当該犯罪者を法廷に立たせる一因となった可能性のある，特有の背景および制度的要因」の認識が含まれる。刑法718.2条へのこれらの改正は，犯罪を，先住民に与えられた損害や寄宿学校の影響から切り離すことはできず，それらが刑務所収容者における先住民の著しい過

(57) Op.cit.(37),(56), R. v. Ipeelee, 2012 SCC 13 (CanLII), para 34〜38
(58) Op.cit.(37),(56), R. v. Ipeelee, 2012 SCC 13 (CanLII), para 59
(59) Op.cit.(37),(56), R. v. Ipeelee, 2012 SCC 13 (CanLII), para 128

剰収容につながっていることを認めたものである。

グラデュー原則は，任意のものでは無く，重大な犯罪や違反手続きを含む先住民の被告人に対するあらゆる量刑判断において適用される。その折に裁判官は，特有の制度的・背景的要因および文化的に適切な制裁措置を考慮しなければならない。これを怠った場合は，判決の破棄事由となる。」

最高裁判所は，グラデュー判決から13年が経過した時点で，刑務所内での先住民の過剰収容という危機がさらに深刻化していると指摘した。下級裁判所は，グラデュー原則を重大犯罪には適用できないもの，あるいは単なる「穏やかな提言」として扱うことで，同判決の趣旨を損なってきたと指摘した。イピリー判決は，グラデュー原則が手続き違反も含めたすべての犯罪に適用されなければならないこと，それを怠った場合には控訴理由となることを確認した点に特徴があるといえる。

③　R. v. McKay, 2026 ONSC 1773（CanLII）[60]

＜事実の概要＞

その家は，古びた小さな木造の平屋で，寝室が３つあった。家の東側には，窓のない外扉を備えた小さな囲い付きのポーチが付け加えられていた。ポーチからは，家のキッチンエリアへと続く出入り口があった。ポーチの外扉が，家に出入りする唯一の手段であった。

被告人は，被害者の「時折交際する」親密なパートナーであった。被告人は当該住宅に居住し，断続的に子供たちの世話をしていた。被告人と被害者は，シャイラ・チャップマンの実の両親であった。被害者は，

（60）　R. v. McKay, 2026 ONSC 1773（CanLII）, Ontario Superior Court of Justice, 2026.3
2026 ONSC 1773（CanLII）| R. v. McKay | CanLII
https://www.ontariocourts.ca/scj/about-the-court-2/decisions-of-the-court/

エンジェル・マッケイ，カール・カットフィート，およびヘイリー・チャップマンの主な養育者であり，事実上の母親であった。被告人と被害者が「親密なパートナー」であり，かつ，被告人が4人の子供それぞれに対して「信頼または権威のある立場」にあったことは争いがない。

2019年5月2日の未明，被害者と被告人は自宅にて飲酒していた。子供たちはそれぞれのベッドで眠っていた。午前3時頃，被害者と被告人は，二人で分け合っていたボトルから被告人が飲んでいた酒の量をめぐり口論になった。被害者は被告人に家を出るよう言った。被告人はそうしたものの，近くに止まっていた。被告人が家を出た後，被害者は友人にメッセージを送り，自宅に来て一緒に酒を飲むよう誘った。彼は承諾し，その家まで歩いて向かった。友人が家の玄関に近づくと，被告人に詰め寄られ，暴行を受けた。被告人は，彼が被害者と寝ようとしていると非難した。友人はなんとか被告人をなだめることができた。その後，被告人は友人を被害者の寝室の窓へと案内し，友人は到着したことを知らせるために窓をノックした。被害者がドアを開けて友人を家の中に入れた際，被告人も家に入ろうとした。被害者は被告人を「腕で押しのけ」，再び立ち去るよう告げ，被告人はそれに従った。しかし，被告人は再び家のすぐ近くに留まった。

午前3時13分から午前4時40分の間に，被告人は被害者に7通のテキストメッセージを送ったが，返信はなかった。午前4時48分，家の向かいにある店舗の防犯カメラが，家の東側で閃光を捉えた。まもなく，家のポーチ部分で急速に燃え広がる火災から炎が見えるようになった。午前5時頃，警察は同宅での火災の通報を受けた。警察署は同宅から約350メートルの場所にあった。警察は直ちに現場に駆けつけたが，家屋はすでに炎に包まれていた。警察は被害者と子供たちを救出するため，燃え盛る家屋への突入を試みた。しかし，煙と凄まじい熱のため，警察が全力を尽くしたにもかかわらず，救出は叶わなかった。火は瞬く間に家屋全体を包み込んだ。友人は被害者の寝室の窓から脱出した。被害者は，

英雄的な行動で４人の子供たちを集め，自分の寝室へ連れて行き，寝室の窓より火事から脱出しようとした。悲劇的なことに，被害者と子供たちは火災で命を落とした。すべての犠牲者の遺骨は，かつて被害者の寝室だった場所で発見された。

＜判旨＞

「被告人は11歳の頃，すでに家族からの暴力や薬物乱用にさらされ，さらに２名の従妹から性的虐待を受けていたが，その後約５年間にわたり慢性的にガソリンを吸引するようになった。これに続き，慢性的な貧困，不十分な教育，極めて限られた雇用機会，不安定な家庭環境，そして繰り返されるパートナーからの暴力を背景として，生涯にわたる多剤乱用が続いた。[61]

この先住民の被告人の背景事情が，彼が法廷に立たされるに至った上で重要な役割を果たさなかったと合理的に主張することはできない。この結論自体は，犯罪の重大性および被告人の責任の程度に見合った仮釈放不可期間を科すという私の基本的な義務を変えるものではない。……本件もまた，犯罪が極めて凶悪であり，加重要因が極めて説得力があるため，先住民の犯罪者としての被告人の特殊な事情が，そうでなければ科されるはずの仮釈放不可期間に影響を及ぼさない事例の一つであるとの結論に達した。[62]……グラデュー分析は，比例的な量刑から逸脱することを正当化するものではない。

グラデュー分析の目的は，裁判所が審理する個々の先住民の犯罪者に対して，比例的な量刑を達成することにある。……本件で審理されている凄惨な犯罪に対する被告人の責任の程度および道義的非難可能性は極めて高く，非常に重要なグラデュー要因が存在するにもかかわらず，それらが軽減されることはない。[63]」

（61）　Ibid.[60] R. v. McKay, 2026 ONSC 1773（CanLII）para 122
（62）　Ibid.[60] R. v. McKay, 2026 ONSC 1773（CanLII）para 128

オンタリオ州高等裁判所は，イピリー判決から14年後の2026年３月になって，グラデュー原則に関連して指針を示した。グラデュー原則を適用して先住民犯罪者の特殊な事情を加味しても，犯罪の重大性，被告人の道義的非難可能性の程度に見合った刑罰を科すことが比例原則に適しており，むしろそういう場合があるということを強調した。先住民社会では，女性や子供が犯罪の被害者となるという実態が珍しくなく，犯罪被害者への充分な配慮という点を明文ではっきりと打ち出したのが，既述の2015年の刑法718.2条(e)の修正と2019年に刑法の量刑規定に718.04条および718.201条を追加したことであると言われている。

以上のようなオンタリオ州高等裁判所の判断には，先住民犯罪者の特殊事情への配慮とともに先住民被害者の人権を尊重することはむしろ刑罰を科すうえでは当然であって，グラデュー原則は決して先住民犯罪者の責任を減軽するものではないとする考え方を明確にしたと言える。

(3) グラデュー報告書の利用率

現在，グラデュー原則を裁判所の判断に適用する際，裁判官は法廷に立つ先住民の被告人に関する関連情報を必要とする。この情報は，包括的な“グラデュー報告書”[(64)]を通じて提供される。グラデュー報告書は通常，検察側が身体を拘束されていない人物に対して90日以上の拘禁刑を，あるいは身体を拘束されている人物に対してさらに３ヶ月の拘禁刑を求刑する場合に作成される。『グラデュー判決』に則り，グラデュー報告書作成者は，加害者を知る人物への聞き取り調査などを通じて，加害者を現在の状況に追い込み，罪を犯すに至った要因を文書化する。

（63） Ibid.[(60)] R. v. McKay, 2026 ONSC 1773（CanLII）para 130.131

（64） Gladue letters require less research and focus on confirming the Indigenous offender's background information and assisting them on more immediate issues while in custody. However, both documents require considerable time, resources and effort to complete（Aboriginal Legal Services, 2022）.

そこには，先住民の背景や，植民地化，世代間トラウマ，人種差別，および差別に関する経験についての情報が含まれる。グラデュー判決以来，先住民の犯罪者は自身の裁判においてグラデュー原則が考慮されることは自分たちの権利であると自覚し始めた。しかし，グラデュー報告書が作成されるかどうかは管轄区域の裁判所の判断に委ねられている。裁判所は，グラデュー報告書の代わりに，判決前調査（pre-sentence reports（PSR））や先住民犯罪者の口頭または書面による陳述で済ますことができる。

管轄区域ごとに独自のアプローチ，手続き，プログラムが存在すると言われている。例えば，先住民からなる組織がグラデューサービスを提供したり，管轄区域によっては専門のライターと契約し一元化されたグラデューサービスを提供したりしているところもある。また，公的資金が不足する管轄区域では保護観察官がPSRをする際に，グラデュー要因を含めるよう研修が行われているところもある。

裁判所がグラデュー報告書を作成するかどうかは以下の点に大きく依存する。グラデュー報告書を作成するためのリソースの有無，裁判官がグラデュー報告書の作成を例外的な場合にのみ適用しようとするかどうか，PSRや先住民犯罪者の口頭や書面による陳述で十分と考えるかどうか，グラデュー報告書が定型化されておらず一貫性がない，グラデュー報告書作成にあたって研修がなされていない，作成基準の不存在などである。また，先住民犯罪者自身，裁判が遅延する，あるいは，トラウマ的な体験を再び経験することの抵抗感からグラデュー報告書の利用を放棄する場合もあるという。また，2019年に実施されたカナダの司法制度に関する一連の会議において，先住民の若者たちは，グラデュー手続きが結局のところ「逆効果」であり，自分たちがレッテルを貼られ，不利な扱いを受けていると感じさせると述べた。2021年の調査の参加者たちもまた，この手続きによってレッテルを貼られ，プロファイリングされていると感じたと語った。(65)

一方，利用率に関しては，2000年以降，先住民が関与した裁判では，グラデュー原則に言及したものが大幅に増加したことが指摘されている。すなわち，2000年には９件に止まっていたものが，2020年には154件に上ったという。グラデュー報告書の利用も増加しており，2010年にはわずかに１件だったのに対して，2018年から2021年の間に審査された事例の40％でグラデュー報告書が利用されていたという。

審査対象となった大部分は，量刑に関するものであったが，保釈審問，長期危険犯罪者指定の申請（long-term and dangerous offender applications）およびカナダ憲章に基づく異議の申立など他の分野においてもグラデュー報告書の利用が増加した。裁判所が認知したか，あるいは特定のグラデュー要因を考慮したかに関わらず，グラデュー原則が適用された事案は，その判決結果に影響を及ぼした。これらの事案の23％において，刑の減軽または変更が行われたほか，残りの収容期間の停止，仮釈放適格期間，保護観察期間の短縮，あるいは保釈条件の変更が行われたという。さらに，裁判所によっては，更生プログラムの利用可能性，収容される刑務所と居住地域の距離，更生の可能性及び更生支援組織の有無など包括的なグラデュー分析を行った事例がみられた。これらの要素が裁判所の意思決定プロセスに反映され判決に影響を与えた可能性があるといわれている。これらの要因が常に考慮されることによって，先住民犯罪者の収容率が改善することが期待できる。(66)

(4) グラデュー原則の危機

上記のように，2020年以降，グラデュー報告書の利用率の向上が見ら

(65) "'This justice system is failing our people': Report meant to help Indigenous people in court often causes harm" Jamuna Galay-Tamang · Jamuna Galay-Tamang, Nov 24, 2023, CBC news

(66) "Applying R v Gladue: The use of Gladue reports and principles" https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/jr/gladue2/index.html

れるものの，カナダの刑務所における先住民の数は，非先住民と比べて依然として大幅に増加し続けている。何故そのような事態が生じているのだろうか。

まず，グラデュー判決は，拘禁刑以外の「代替的な量刑選択肢を検討するとともに，先住民一般，そして特に当該犯罪者に影響を及ぼす広範な制度的・背景的要因を考慮する」よう指示した。しかし，そこで言われた「代替的な選択肢」や先住民犯罪者が有する人種的，社会的，制度的な背景が刑事司法に及ぼす影響についてその後の下級審ではほとんど議論がなされなかった。それはグラデュー判決が示した指針が不明瞭だった，あるいは，どのように現状を再構築したらよいのか示すことができていなかったからという批判もなされている。

ここで改めて強調したいのは，グラデュー判決が，これまでなされてきた“量刑は裁判官の専権事項”という常識に一定の制約を設け，「先住民犯罪者には特に留意して」拘禁刑以外の代替的な選択肢を検討しなければならないとしたのは，ただ刑務所に彼らを収容することでは，何故彼らが罪を犯すことになったのかという本質的な問題に光をあてられず，むしろ過剰収容という制度的な差別が彼らを社会からこれまで以上に阻害する要因ともなりかねないからである。そうではなく先住民の社会や文化に根差し彼らの置かれた歴史的社会的な背景に配慮した拘禁刑とは異なる選択肢を検討するように司法に強く求めたことである。

刑務所における先住民の過剰収容の改善を妨げる原因の一つに，刑法の新たな規定に従って量刑を下すために必要な情報の共有がなされなかった，あるいは効果的な代替プログラムが不足していたということが言われている。グラデュー判決は，裁判所の政策形成機能を重視して，裁判所がリードして代替的な選択肢を提案することを求めたともいえる。それは，カナダ司法省による先住民司法プログラム（Indigenous Justice Program）や後に述べるように，修復的な司法を具体化する先住民裁判所の設置等にもつながる問題である。

さらに，拘禁刑の代替案としての刑罰を考えた場合に，グラデュー原則を適用することが刑罰の適用範囲を拡大させ，むしろ先住民犯罪者にとって過酷なものとなっているといった問題が指摘されている。カナダでは，実刑に処せられるほどではないと判断された場合，条件付刑（conditional sentence orders）が言い渡されることがある。この刑は，刑務所の過剰収容を緩和するために，主に先住民を対象として新たに法制化されたものである。これらの規則には，薬物やアルコール依存症の治療，外出禁止令，地域奉仕活動などが含まれることが一般的である。裁判官が定めた一定の厳しい条件の下で地域社会において服役する２年未満の刑である（主に自宅で服役するという意味でこの刑を “House Arrest” と呼ぶことがある。）。

指定されたルールに違反したり，再犯を犯したりした受刑者は，刑務所で残りの刑期を全うすることになる。保護観察処分や罰金刑，執行猶予といった軽い刑罰を言い渡す場面でこの条件付の刑を適用しているのであれば，刑罰の範囲拡大は，おそらく正当化されるべき水準よりも重い刑罰をもたらしているというのである。つまり，先住民の犯罪者が条件違反後に残りの刑期を服役するために刑務所に送致された場合，当初から刑務所に送致されていた場合よりも長い期間，刑務所に収容されることになる可能性があるというのである。

4　グラデュー原則の具体化とその取組み

先住民の過剰収容問題に対処するためには，量刑の見直しだけでは不十分であり，グラデュー原則を実質的に実施していくことが必要となる。カナダでは，先住民の過剰収容の問題に対処する様々な取組みが存在している。連邦政府や州政府，準州政府の資金援助を受けた NGO（先住民のコミュニティー組織）が存在する。この取組みは先住民裁判所の設置，刑務所の収容に代る修復的司法に基づく地域密着型の代替措置，量刑前情報を準備する先住民コート・ワーカーの役割，文化や慣習を重ん

じる先住民刑務所等である。これらのプログラムは先住民のニーズや価値観に対応するよう努めている。グラデュー原則の実施において重要な役割を果たすプログラムとして以下の代表的なプログラムを掲げることができる。(67)

(1) 先住民裁判所（Indigenous Court）(68)

先住民裁判所が設立された背景には，従来の刑事司法制度では，先住民の犯罪者やそのコミュニティーのニーズに十分に応えられていないという認識があった。先住民裁判所の目的は，先住民に対する量刑において，包括的かつ修復的なアプローチを提供することにあるが，より良い司法の結果を達成するために，癒やし，犯罪者の責任追及，および地域社会への再統合に焦点を当てた，非対立的かつ非報復的な司法アプローチを優先している。一例を挙げよう。

◆ニューウェストミンスター・ファースト・ネーションズ・コート（NW-FNC）(69)

法廷は，ブリティッシュ・コロンビア州のニューウェストミンスターにある州裁判所内に設置されている。部屋と家具の配置は，判事が検察官，弁護人および被告人と共に長方形のテーブルを囲むように再構成さ

（67） “Spotlight on Gladue: Challenges, Experiences, and Possibilities in Canada’s Criminal Justice System”, Government of Canada, 2023.1 https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/jr/gladue/p4.html

（68） “First Nations court system expands to B.C.’s north, with emphasis on restorative justice” Andrew Kurjata, CBS News 2018.1.27 https://www.cbc.ca/news/canada/british-columbia/first-nations-court-prince-george-1.4506773

（69） “Documenting the Experience and the Successes of First Nations Courts in British Columbia” Yvon Dandurand ,Annette Vogt, International Centre for Criminal Law Reform and Criminal Justice Policy & School of Criminology and Criminal Justice, University of the Fraser Valley, 2025.6

れている。みなグラデュー関連の研修を受けた者たちである。先住民コート・ワーカー（Indigenous Court Worker（ICW））およびカウンセリング協会のアウトリーチ担当者は，被告人に情報提供，ケースマネジメント，関連機関への紹介，および支援を行っている。先住民裁判所では，いわゆる「長老（elders）」が重要な役割を果たす。法廷内で長老たちがスモーク・セレモニーを行い，出廷者たちと交流する姿が見られる。審理中，長老たちは一般席から被告人に助言や支援を行う。同席する可能性があるその他の関係者には，家族，友人，カウンセラー，支援機関のアウトリーチ・ワーカーなどが含まれる。NW-FNC は，州裁判所が管轄権を有するあらゆる犯罪を取り扱うことができるが，主に略式裁判の対象となる犯罪を扱ってきた。対象となる刑事告発は，ニューウェストミンスター裁判所の管轄区域内で発生したものである。先住民であると自らを認識する者であれば，誰でも参加できる。この裁判所は量刑を決定する裁判所だが，癒しの計画や保護観察命令の監督に積極的に関与し，被告人の達成した進捗状況を監視する。そのために，被告人は数回の「審査公聴会」に出席しなければならない。裁判所命令に付随する条件の違反については，犯罪や逸脱行動からの離脱は単発の出来事ではなくプロセスであるという認識に基づき，再発も回復の一環として捉えられて対処される。行政違反に対する収監は，一般的に回避される。刑期の終了時には，その個人がヒーリング・プランを完遂したこと（刑期の満了）を正式に認め，祝うための「卒業式」または「修了式」が行われる。

◆トロント・グラデュー裁判所（Gladue Court Old City Hall, Toronto）(70)

（70） “EVALUATION OF THE GLADUE COURT OLD CITY HALL, TORONTO- Report prepared for Aboriginal Legal Services”, Scott Clark, Ph. D, Scott Clark Consulting Inc. 2016
https://www.aboriginallegal.ca/uploads/1/4/1/7/141757576/gladue-court-

旧市庁舎（OCH）におけるグラデュー・コートは，2001年に業務を開始し，利用は任意であり，自らを先住民と自認するすべての人々に門戸を開いている。OCHのグラデュー裁判所は，事件管理アプローチを採用した量刑および保釈審理を行う裁判所である。グラデュー裁判所自体の運営体制は，先住民の価値観，原則，および正義観を裁判所のプロセスや手続きに組み込むことを目指している。裁判官，検察官，公設弁護人を含む裁判所職員は全員，グラデュー関連の研修を受けており，特別に訓練を受けたICWが，被告人と関わる上で極めて重要な役割を果たしている。

OCHにおける被告人は，早い段階で先住民であることを表明する機会が与えられる。先住民であることを表明すると，ICWがグラデュー法廷という選択肢について説明し，更生プログラムへの移行の可能性について検察官と連携する。出頭を約束し釈放された被告人は有罪を認めた場合には，先住民法律サービスのコミュニティー・カウンシルへ移行するか，そうでなければ，グラデュー裁判所の審理を受けることができる。

手続きとしては，事件が起訴されたり猶予されたりすることもあるが，公判で裁判を受ける場合もある。保釈金が支払えない者に対しては，保証人がいない場合の保釈費用を賄うことを目的とした「トロント保釈プログラム（グラデュー監督）」に申請することができる。このプログラムにより，被告人はグラデュー保釈監督官と協力してケア計画（釈放計画）を策定することができる。有罪を認めてコミュニティー・カウンシルに移行した先住民の被告人は，彼らの文化を尊重する適切な更生支援を受けることができる。トロント先住民法律サービス（Aboriginal Legal Services Toronto）のコミュニティー・カウンシルは，先住民の長老たちを含む「先住民ボランティアによる修復的サークル」であり，クライ

old-city-hall-toronto.pdf

アントと協力して犯罪が発生した理由について話し合い，更生に向けたケア計画を策定する。これには，ハーム・リダクション，スウェットロッジ，怒りのコントロール支援，薬物乱用カウンセリング，住居，教育・訓練，就職支援などが含まれるが，これらに限定されない。

更生措置の対象とならなかった被告人も，ICW と協力してケアプランを策定することができ，そのプランはグラデュー報告書として裁判官に提出され，通常は採用される。

OCH では，被告人が有罪を認めた場合にのみ更生プログラムへの転向が可能であるため，先住民の被告人が更生プログラムを利用するために有罪を認めるインセンティブが生じていることが懸念されている。他方で，グラデュー裁判所がその目的を達成しており，柔軟性を維持しているとともに，先住民法律サービス，コミュニティー・カウンシル，トロント保釈プログラム，グラデュー・スーパービジョンと連携して，「先住民個人，その家族，そしてより広範な先住民コミュニティーに対して極めて重要なサービスを提供している」と評価されている。

(2) 先住民コート・ワーカー・プログラム（Indigenous Court worker Programs）(71)

先住民コート・ワーカー（ICW）プログラムは，カナダの司法制度を利用する先住民個人に支援と援助を提供することを目的とした重要なプログラムである。ICW プログラムは現在，ニューファンドランド・ラブラドール州およびニューブランズウィック州を除くすべての州および準州で運営されている。全国では，230名以上の ICW が，毎年450以上のコミュニティーにおいて，約 6 万人の先住民クライアントにサービスを提供している。

（71） “Action Committee on Court Operations- ROLE OF INDIGENOUS COURTWORKERS IN CRIMINAL PROCEEDINGS” 2024 PDF version https://www.justice.gc.ca/eng/fund-fina/gov-gouv/acp-apc/index.html

ICWは，法律実務家ではないので法的なアドバイスを行うことはないが，司法手続き全般を通じて依頼者に情報と支援を提供し，関連する法的・社会的リソースへとつなぐ。具体的には，先住民が，自らを代弁する権利や弁護士の援助を求める権利を理解し，自分に対して提起された容疑の性質，および司法制度の理念と仕組みをより深く理解できるよう支援する。また，必要に応じて先住民犯罪者を他のサービスや組織に紹介し，他の機関との連携を確保し，事件のフォローアップを行う。このようにICWは，先住民とカナダの司法制度との架け橋としての役割を果たすとともに，先住民の価値観，慣習，言語，社会経済的状況に対する裁判所の認識と理解を促進する。

多くの管轄区域において，ICWは，量刑決定に先立つグラデュー情報の作成において極めて重要な役割を果たしている。ICWのサービスによって依頼人の回避可能な逮捕や不必要な未決拘禁が防止された結果，刑事司法制度におけるコスト削減額は年間約7,300万ドルに上ると推定されている。ICWは，先住民コミュニティーのメンバーが置かれている特有の事情を理解している。そのため，先住民犯罪者が法廷への出廷に支援を必要とする場合，ICWは先住民犯罪者の居場所から裁判所への送迎をしたり，あるいは裁判への欠席の理由を説明したりすることがある。これにより，出頭命令状の発行を防ぎ，出頭義務違反による起訴件数を減らすことができている。一部の管轄区域では，ICWは被告人の福祉を最優先とする綿密な支援も行っている。これには，個人の全体的な福祉に焦点を当てるために司法手続きのペースを緩めることが含まれる場合があり，最終的には“癒やし”を促進し，再犯率の低減につながっている。

ICWは主に被先住民犯罪者を支援するものの，被害者への支援も行う。具体的には，被害者を支援するために特別に設計されたリソースへ誘導し，人間味のある対応と関連サービスへの温かい引き継ぎを確実に行う。

ICW は，保釈手続きを含め，裁判手続きの特定の段階においても貴重な支援を提供している。ICW は，保釈計画の策定と実施に積極的に貢献しており，これには宿泊施設の確保，保証人の手配，被告人に不可欠な支援体制やプログラムにつなぐことなどが含まれる。また，被告人に身体拘束に代わる選択肢を提供する保釈監督プログラムへの紹介を促進・支援する。ICW は，保釈された被告人にとっての相談窓口としての役割を果たすことで，彼らが地域社会へより円滑に再統合できるよう支援することができる。さらに，ICW による支援と調整活動のおかげで，被告人は保釈監督プログラムへの紹介を受けやすくなる可能性があり，これにより，各個人の具体的なニーズに対応しようとする裁判所の取り組みがさらに後押しされる。

ICW は，先住民の修復的司法イニシアチブを含む司法外解決プログラムへの重要な窓口としても機能している。さらに，多くの ICW 組織は，土地に根ざした癒しのプログラムなど，地域社会内の文化に基づいた支援やプログラムを直接提供するか，あるいはそれらと緊密な連携を保っている。こうした文化的な配慮がなされた選択肢は，司法制度を通じた手続きや従来の拘禁刑に代わる実行可能な代替案となり得る。これらは先住民の価値観により合致し，先住民の文脈における有意義な更生を促進するものである。

量刑や事件解決の文脈において，ICW は裁判所に対し重要な情報や社会文化的背景を提供する。彼らは，司法関係者の先住民犯罪者に対するより包括的な理解に寄与し，個人やその家族に関連する社会的背景要因，およびコミュニティーに影響を与え，事件に関連する制度的な問題に関する情報を提供する。この視点は，関与する先住民の固有の状況に合わせた量刑や解決策を策定する上で役立つ。

(3) 地域密着型プログラム

① コミュニティー・ジャスティス委員会（Community Justice Committee）[72]

コミュニティー・ジャスティス委員会は，ボランティアで構成される紛争解決機関であり，ほぼすべての州および準州の管轄区域に設置されている。犯罪によって生じた被害を修復することを目的として活動している。特定の刑事事件は，カナダ王立騎馬警察（RCMP）または検察官によって，コミュニティー・ジャスティス委員会に送致されることがある。送致の対象となる犯罪には，窃盗，器物損壊，住居侵入，アルコール・薬物関連犯罪，破壊行為，軽微な暴行などが含まれる。コミュニティー・ジャスティス委員会への参加は任意であるが，個人が犯罪を認めた場合に限られる。コミュニティー・ジャスティス委員会は，犯罪に関与したすべての当事者から意見を聴取する。考えられる解決策には，社会奉仕，損害賠償，カウンセリング，謝罪などが様々なリソースが含まれる。コミュニティー・ジャスティス委員会は，保留地内で利用可能な文化的・社会的資源を特定することで，量刑決定において重要な役割を果たしている。また，同委員会は保護観察官を補佐し，犯罪者の監視や，保護観察条件の遵守状況に関する報告書の作成を支援している。

② ヒーリング・サークル（Healing Circles）[73]

（72） “Community Justice Help Across Canada : A Snapshot of Programs” Submitted by Community Legal Education Ontario, Prepared by Julie Mathews, with the assistance of David Wiseman and Diana Vazquez 2024.3 PDF Version.

“Community Justice Committee” Cree nation government, Department of Justice and Correctional Service
https://www.creejustice.ca/index.php/ca/community-justice/gladue-reports

（73） “Healing, grounded in culture- Indigenous-led wellness, training, and healing services — serving First Nations, Métis, and Inuit peoples across

ヒーリング・サークルには，犯罪者，被害者（参加を希望する場合），それぞれの家族，および長老などの他の地域住民が参加する。ヒーリング・サークルは，犯罪の根本的な原因に注目し，それに対処するとともに，犯罪によって生じた被害をどのように修復するかの合意形成をはかることを目的としている。

ヒーリング・サークルでの解決策には，専門的なカウンセリング・プログラム，長老評議会による社会奉仕活動，ポトラッチ，あるいは加害者の文化的伝統に特有のその他の救済措置，さらには直接的な賠償などが含まれる。こうしたプロセスは，コミュニティーのニーズに適切に応える傾向があり，先住民の正義感にも合致している。ヒーリング・サークルのプロセスは，裁判官の課す一連の条件の一部となることがあり，裁判所ではヒーリング・サークルの勧告に追加して条件を加えることがある。

修復的要素を含む他の代替プログラムと同様に，ヒーリング・サークルの修復的なアプローチは，単なる刑罰の緩和や回避と言えるものではなく，実際には刑務所に収容される場合よりも，先住民犯罪者にとって大きな負担となる場合がある。先住民犯罪者にとって，自ら犯した責任をとらなければならないために，このプロセスは集中的に行われ，多くの点で刑務所に収容されるよりも困難であるといわれている。ヒーリング・サークルに参加する被害者にとっても法廷手続に参加するよりも心理的な負担が少ないとされている。

③　量刑サークル（Sentencing Circles）(74)

量刑サークルはカナダ全土で活用されており，先住民の犯罪者に対して文化的に適切な手続きを提供する上で不可欠な要素となっている。量

Canada.”
https://www.iwtscanada.org/

（74）“Sentencing Circles” LEGAL AID Saskatchewan

刑サークルは，先住民犯罪者の制裁を決定するうえで，コミュニティーの参加を促進する。コミュニティーのメンバーは，裁判官，犯罪者，被害者と共に，犯罪につながった要因や，制裁の選択肢，社会復帰の在り方について話し合う。サークルでは，多くの場合，何らかの形の賠償，社会奉仕，カウンセリング，場合によっては拘禁期間を含む地域社会での刑罰に関する勧告がまとめられる。この量刑サークルは裁判手続の中で行われるものであるが，裁判官はその勧告に必ずしも従う必要はない。

量刑サークルには３つのタイプがある。１つ目は，先住民犯罪者，被害者，それぞれの家族，長老など地域の代表者，司法関係者が１つのサークルに集まって議論する単純サークル。２つ目は，単純サークルを囲んで傍聴者がその周りを囲む二重サークル。３つ目は，量刑手続きを２段階に分けて行う形式である。第１段階では，「量刑評議会」と呼ばれるサークルが，裁判官の立ち会いなしに会合を行う。この第１の委員会が合意に達すると，裁判官の立ち会いのもとで第２のサークルが組織され，裁判官には評議会の勧告が伝えられる。

サークルは「感情を浄化し，新たな成長への道を開き，加害者と被害者との和解を促す」ものとされている。この文脈での癒しの概念は，加害者が所属するコミュニティーが「加害者に対する権限と責任を引き受けている」という前提にたっている。先住民がサークルに参加し，謝罪や後悔を示すことで，犯罪抑止，リハビリ，責任の受容，被害の認識といった刑罰の目的が達成されることを目指している。サークルへの参加は，依存症，トラウマ，文化的断絶など，犯罪の根底にある課題を克服するためのものでもあり，リハビリと密接に関連している。また，被害者と加害者の和解やコミュニティーへの再統合の支援にもつながっている。

(4) 先住民刑務所（Healing Lodges）

◆オキマウ・オーチ・ヒーリング・ロッジ（Okimaw Ohci Healing Lodge for Women）(75)

カナダ矯正局（CSC）が運営する“オキマウ・オーチ・ヒーリング・ロッジ”は，サスカチュワン州南部のネカニート・ファースト・ネーション（Nekaneet First Nation）の領域内に位置している連邦刑務所である。当該施設では，女性の収容者（施設では「レジデント」と呼ばれている）に対し，先住民のプログラムや精神性を活用して，自らを施設入所に至らせた根本的な問題に向き合うよう促している。また，彼女たちが地域社会へ円滑に復帰できるように支援している。

当該施設の構造は円形であり，その中心には「イスケワク（Iskewak：クリー語で『女性』の意）」が据えられている。建物も円形であり，施設の構造や周囲の環境と調和するデザインを採用している。施設の中央に位置するスピリチュアル・ロッジでは，長老（エルダー）による教えの伝達，儀式，ワークショップなどが行われている。

当該施設は60床あり，単身用および家族用の居住ユニットを備えている。各ユニットには，寝室，浴室，食事スペース付きの簡易キッチン，リビングルームが設けられている。入所者は，子どもと一緒に暮らすことも可能である。

当該施設に入所する女性収容者には，癒やしに必要な精神的，身体的，および霊的な要素を明記した個別の処遇計画が策定される。また，彼女

（75） “What life is like inside the Okimaw Ohci Healing Lodge housing child killer Terri-Lynne McClintic”, Olivia Stefanovich, CBC News 2018.10.22 https://www.cbc.ca/news/canada/saskatchewan/inside-okimaw-ohci-healing-lodge-terri-lynne-mcclintic-1.4860490
“HEALING LODGES FOR ABORIGINAL FEDERAL OFFENDERS” Correctional Service of Canada（CSC）, PDF Version pp3-4 https://epe.lac-bac.gc.ca/100/200/301/csc-scc/healing_lodges-e/hl-e.pdf?nodisclaimer=1

たちは自立した生活に向けた活動の一環として，調理，洗濯，掃除，屋外の維持管理作業などにも取り組んでいる。当該施設のプログラムは，女性たちがスキルを習得し，“癒やし”のプロセスを開始できるよう支援するものである。提供されるサービスには，教育・職業訓練，家族向けプログラム，母子向け施設内プログラム，施設内託児サービス，野外活動プログラムのほか，言語や伝統的な教えの学習といった先住民独自のプログラムなどが含まれる。

CSCによる追跡調査の結果，オキマウ・オーチ・ヒーリング・ロッジに入所した受刑者の再犯率は低いことが明らかとなっている。

◆アルバート・グランド・カウンセル・スピリチュアル・ヒーリング・ロッジ（Albert Grand Council Spiritual Healing Lodge[(76)]）

CSC，サスカチュワン州司法省，およびプリンス・アルバート・グランド・カウンシル（PAGC）の協議を経て，1997年8月，先住民専用の男性刑務所であるプリンス・アルバート・グランド・カウンシル・スピリチュアル・ヒーリング・ロッジが開設された。当該施設の使命は，ファースト・ネーションの人々に自らの文化，価値観，慣習への確固たる基盤を提供すること，個人の精神・身体・霊性・感情面のニーズに応えること，そして法に抵触した人々への対応においてファースト・ネーションの役割と責任の度合いを高めることである。

（76）　Ibid.[(75)] pp7-8
https://epe.lac-bac.gc.ca/100/200/301/csc-scc/healing_lodges-e/hl-e.pdf?nodisclaimer=1
“Prince Albert Grand Council Spiritual Healing Lodge”
https://pagc.sk.ca/
“Experiences at Prince Albert Grand Council Spiritual Healing Lodge”, Correctional Service Canada（CSC）, 2023.8
https://www.canada.ca/content/dam/csc-scc/documents/corporate/library/research-publications/emerging-research-results/ERR-23-28_en.pdf

当該施設は，プリンス・アルバートから約11キロ離れた「ワペトン・ダコタ・ファースト・ネーション94B（Wahpeton Dakota First Nation 94B）」の敷地内に位置している。開設当初の収容定員は30名で，そのうち25床は州の受刑者用，５床は連邦の受刑者用とされていた。スタッフは長老（エルダー）を含め15名体制でスタートした。2012年４月，サスカチュワン州が協定の更新を見送ったため，ロッジは閉鎖を余儀なくされた。その後，2014年４月にCSCとの「セクション81（Section 81）」協定に基づく12床の施設として再開された。

現在では，連邦レベルの受刑者（未決拘禁者も含む）のための宿泊・収容施設となり，連邦矯正施設から移送された低警備レベルの男性受刑者を対象としている。

建物は５エーカーの敷地内に配置され，中庭を囲むように円形に並んでいる。メインの施設棟には，スピリチュアル・ルーム（儀式や祈りのための部屋），会議室，食堂兼交流スペース，面会室が設けられている。５棟の居住用建物は受刑者（彼らは「親族（レラティブズ）」と呼ばれる）が使用し，１棟は長老専用となっている。ドアや窓に施錠はされておらず，敷地内に警報装置も設置されていない。

当該施設では，各種プログラムや先住民の精神性・文化を通じた“自己治癒”に重点が置かれている。個別の治癒計画に加え，各受刑者はケースワーカーや長老と協力して「ヒーリング・コントラクト（治癒のための契約）」を作成する。この文書には，受刑者の目標と，その達成を阻む障害が明記されている。

プログラムは，治癒を目指して精神的，知的，身体的，感情的な側面にアプローチするものとなっている。この中で被収容者は，個人的なトラウマや世代間トラウマに向き合う機会を得ている。当該施設は，プリンス・アルバート市に近いという立地のおかげで，居住者は地域社会のサービスやリソース，支援を容易に利用でき，彼らはこれを社会復帰に向けた重要な「足掛かり」となっている。

５　「連邦刑務所に収容された者の人権に関する報告書」

2021年６月，カナダ連邦議会上院人権委員会は，「連邦刑務所に収容された者の人権に関する報告書（Report on The Human Rights of Federally-Sentenced Persons）」を公表した[77]。これは冒頭で述べたように，上院人権委員会が，2017年２月より2019年５月までの間に，連邦刑務所における受刑者の人権に関連する課題を調査した分析結果と委員会の勧告により構成されている。本報告書の目的は，連邦矯正制度のあらゆるレベルにおいて，特に脆弱で周縁化された集団に焦点を当て，人権尊重を強化することである。

この報告書は，連邦刑務所における先住民の過剰収容と，寄宿学校制度の世代を超えた負の遺産との関連性を明らかにしている。この遺産には，「貧困，依存症，虐待，人種差別，家庭内暴力，精神衛生，児童福祉への関与，文化の喪失，子育てスキルの欠如」が含まれる[78]。報告書は，先住民が過剰に収容されているだけでなく，非先住民よりも刑務所に収容される可能性が高いことを明らかにしており，司法制度における体系的な差別や偏見を示唆している。そのため，委員会は先住民犯罪者に関して以下の勧告を行っている。

勧告１[79]

カナダ政府は，連邦刑務所における先住民の過剰収容に関する真実和解委員会の行動要請を遅滞なく実施するために必要なすべての措置を講

（77）　Op.cit.(1) “Report on The Human Rights of Federally-Sentenced Persons” the Standing Senate Committee on Human Rights, 2021.6. PDF Version, pp43-45.
https://sencanada.ca/content/sen/committee/421/RIDR/reports/RIDR_Report_Prisioners_e.pdf

（78）　Op.cit.(1) pp41

（79）　Op.cit.(1) pp43-44

じること。特に以下の措置を講じること。

- 行動要請30：カナダ政府に対し，2025年までに先住民の過剰収容をなくすことに尽力し，この取組みに関する詳細な年次報告書を発行すること。
- 行動要請32：カナダ政府に対し，刑法を改正し，裁判官が義務的最低刑（mandatory minimum sentences）および条件付刑（conditional sentences orders）の使用に関する制限から逸脱できるようにすること。
- 行動要請34：カナダ政府に対し，胎児性アルコール症候群（Fetal Alcohol Spectrum Disorder（FASD））の連邦法違反者のニーズにより適切に対応するための刑事司法制度改革を実施すること，これには以下が含まれる。
 - o FASD が適切に診断され，FASD 患者に適切な地域社会支援が提供されるように，裁判所への地域社会の資源と権限を拡大すること。
 - o FASD の影響を受けている連邦法違反者に対する義務的最低刑の法定免除を制定すること。

FASD を持つ人々が地域社会で生活する能力を最大限に高めるため，地域社会，刑務所，仮釈放施設の資源を提供すること。そして，そのようなプログラムの有効性を測定し，地域社会の安全を確保するための適切な評価メカニズムを導入すること。

勧告2[80]

カナダ政府は，先住民コミュニティー，州，準州と協力し，先住民，特に知的障害や精神衛生上の問題を抱える人々の過剰収容を防止するための戦略を策定すること。この戦略は，彼らの精神衛生上の問題と密接に関連し，それらを悪化させる，独特で交差する社会歴史的要因を考慮に入れるものであること。

（80） Op.cit.(1) pp44

勧告７[81]

カナダ矯正局（CSC）は，仮釈放担当官が，特に連邦刑を宣告された先住民に関して，連邦刑を宣告された者の社会歴史的背景，性別，ジェンダー，人種，民族を考慮した受刑者評価および刑務所収容決定を行うために必要なすべての情報を確実に入手できるようにすること。

勧告10[82]

カナダ政府は，裁判官が義務的最低刑（Mandatory Minimum Penalties）を科さない裁量権を有するようカナダ刑法を改正し，カナダ司法省は，どの刑罰を改正又は廃止すべきかを決定することを目的として，義務的最低刑の包括的な見直しを行うこと。

勧告18[83]

CSC は，連邦法に基づき有罪判決を受けた先住民および非先住民に対し，矯正及び仮釈放法（CCRA）81条に基づく合意を通じて子育てを促進するとともに，州および準州と協力して，連邦法に基づき有罪判決を受けた女性が母子プログラムを利用する際の障壁を排除することにより，母子プログラムへの完全なアクセスを提供すること。

勧告19[84]

（81）　Op.cit.(1) pp74

（82）　Op.cit.(1) pp78

（83）　Op.cit.(1) pp107

（84）　Op.cit.(1) pp108

Corrections and Conditional Release Act（CCRA）Agreements 81（1）“The Minister, or a person authorized by the Minister, may enter into an agreement with an Indigenous governing body or any Indigenous organization for the provision of correctional services to Indigenous offenders and for payment by the Minister, or by a person authorized by the Minister, in respect of the provision of those services.”「矯正当局は，先住民の犯罪者の矯正

CSC は，連邦刑受刑者，特に連邦刑受刑者の先住民女性および男性が，家族，地域社会，文化とのつながりを築き，または維持できるようにするために，矯正および仮釈放法（CCRA）81条の活用を拡大すること。

勧告29[85]

……連邦法で有罪判決を受けた先住民，黒人，精神疾患のある者に対する不均衡な暴力行使の削減に重点を置き，矯正官に対する暴力行使に関する研修を見直し，強化すること。また，この研修の結果を定期的にモニタリングし，必要に応じて調整すること。

勧告33[86]

CSC は，構造化介入ユニット（SUI）が最新の裁判所の判決を遵守し，カナダの人権義務および国際的なコミットメントを尊重することを確保すること。具体的には，以下の措置を講じること。

- 連邦法で受刑者全員に対する独房監禁を廃止すること。
- LGBTQI2-S の人々や女性を含む特定のグループの様々なニーズと経

サービスの提供に関して，先住民政府及び当該団体と協定を締結することができる。」Scope of agreement 81(2) “Notwithstanding subsection (1), an agreement entered into under that subsection may provide for the provision of correctional services to a non Indigenous offender.”「一項の規程にかかわらず，先住民と交わした協定は非先住民にも提供できる。」Placement of offender 81(3) “In accordance with any agreement entered into under subsection (1), the Commissioner may transfer an offender to the care and custody of an appropriate Indigenous authority, with the consent of the offender and of the appropriate Indigenous authority.”「(1)項に基づき締結された合意に従い，矯正当局は，当該違反者および適切な先住民当局の同意を得た上で，その違反者を適切な先住民当局の保護および管理下に移送することができる。」

（85） Op.cit.(1) pp138

（86） Op.cit.(1) pp170

験を考慮すること。

- 15日を超える独房監禁を廃止すること。
- 有意義な人との接触と継続的なプログラムへのアクセス，ならびに24時間体制の医療およびメンタルヘルスサービスへのアクセスを提供すること。
- SUI へのすべての配置と決定を審査するための司法監督機関を設立すること。

勧告34(87)

CSC は，青少年，女性，および精神疾患を抱える者に対する，いかなる名称による隔離も直ちに中止し，連邦法違反の先住民，黒人，その他の人種的マイノリティ，および精神疾患を抱える者の SUI への過剰な収容を排除するため，精神保健評価と司法監督を実施すること。

勧告46(88)

CSC は，連邦刑受刑者の黒人およびその他の人種的マイノリティの更生および社会復帰に関与する独立した専門家および市民社会団体と協力し，矯正および仮釈放法第29条，第81条および第84条に基づき，利用可能な矯正プログラムおよび社会復帰の機会を開発し，資金を提供すること。

勧告48(89)

CSC は，先住民コミュニティー，長老，市民社会組織，および連邦刑を宣告された先住民の更生と社会復帰に関与するその他の関係者と協力し，地域の個別プロトコルを反映した文化的に適切なプログラムを開

（87）　Op.cit.(1) pp171
（88）　Op.cit.(1) pp218
（89）　Op.cit.(1) pp225

発し，可能な限り，このプログラムだけでなく，CORCAN など，社会復帰に有益な他の種類の CSC プログラムへのタイムリーなアクセスを確保すること。

勧告49[90]

CSC は，パスウェイズ・プログラムの枠を増やし，連邦法に基づき刑罰を受けたすべての適格な先住民が，必要に応じて参加できるようにする。

勧告52[91]

CSC は，連邦法に基づき刑を宣告された先住民に対し，確立された先住民プロトコルに従い，それぞれの地域の長老との面会の機会を提供するとともに，カナダ矯正局のヒーリング・ロッジが所在する土地の先住民をこれらの施設で処遇することを優先すること。

勧告62[92]

CSC は，連邦法に基づき有罪判決を受けた先住民の早期釈放へのアクセスを阻む障壁を排除するために必要なあらゆる措置を講じるべきである。これには，文化的背景を考慮し，かつ性別に配慮した矯正プログラムへの適時アクセスを確保すること，仮釈放申請手続き及び利用可能な文化的背景を考慮した仮釈放審問に関する教育的アウトリーチを提供することが含まれる。

勧告64[93]

（90） Op.cit.(1) pp227
（91） Op.cit.(1) pp233
（92） Op.cit.(1) pp259
（93） Op.cit.(1) pp263

CSC は，連邦法に基づき刑罰を受けた先住民，先住民コミュニティー，仮釈放担当官に対し，この条項に関する意識向上を図り，矯正及び仮釈放法（CCLA）84条に基づく釈放の利用を促進すること。これには，同法84条に基づく釈放計画の作成方法に関する教育アウトリーチ・プログラムを含む。

委員会は当該調査を通じて，連邦法に基づく先住民受刑者が収容前に無数の困難に直面していることも明らかにした。この集団の特徴としては，貧困，ホームレス，トラウマ，虐待，精神衛生問題，薬物依存症，低学歴などが挙げられる。先住民や黒人など，社会から疎外され，脆弱な立場にある人々は，制度的な人種差別によって問題が増幅され，過剰に刑務所に収容されている。特に，精神疾患を抱える人々の過剰収容は，連邦刑務所が「精神疾患を持つ人々を治療するには他に類を見ないほど不適切な場所」であり，刑務所が地域密着型の医療施設の適切かつ効果的な代替手段ではないことを考えると，特に懸念されると評した。

勧告に貫かれているのは，先住民犯罪者をできるだけ速やかに隔離施設から釈放し，先住民コミュニティーや先住民の更生と社会復帰に関与するその他の関係者と協力するとともに，彼らの社会や文化に配慮しながら，有効な矯正プログラムを考えるということである。

おわりに

2025年３月，カナダ司法省は，先住民に対する構造的な差別や過剰収容の問題に対処し，司法へのアクセスを促進するために，“先住民司法戦略（Indigenous Justice Strategy）”を公表した。(94)

この戦略は，ファースト・ネーション，イヌイット，メティスの人々

(94)　“Indigenous Justice Strategy”, Department of Justice, PDF Version, pp1-47
https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/ijr-dja/ijs-sja/tijs-lsja/pdf/IJS_EN.pdf

が，自己決定権および自治権を行使し，自らの権利を十分に享受できるよう支援することを目的としている。つまり，先住民の文化，習慣，伝統，社会システム等に配慮し，先住民独自の目線に立った司法制度の見直しの必要性が強調されているのである。例えば，ファースト・ネーションの項目では，「矯正及び仮釈放」に関して，「司法制度（警察との接触から拘禁，保釈，量刑，収監，仮釈放手続，釈放後の支援まで）とのあらゆる接点において，文化的背景に配慮した措置を検討する」としている。

また，「ファースト・ネーション政府や代表組織によるコミュニティーが運営する矯正サービスの提供について検討する」とし，刑務所の運営については，ファースト・ネーションにとって文化的に安全でかつ適切な方法で既存のシステムを見直すことにより過剰収容の問題に対処することが強調された。

これらは，先住民の権利に関する国連宣言（United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）にも通じる考え方である。ここでは，政府が規則，規制，または手続きを改正するプロセスに取り組んでいる場合，先住民コミュニティーの指導者と何らかの協議を行う必要があり，それは最低限の基準となるべきであるとする。(95)

これまでのように，ヨーロッパ型の司法制度に先住民を同化させていくのではなく，先住民の歴史，文化，慣習，言語，社会の仕組み等に配慮し先住民を主体とする新たな司法制度の構築が謳われているのである。この戦略自体は，理念的で宣言的なものに止まってはいるものの，今後，数年をかけて地域ごとに具体的な行動の指針が示されるという。こうした理念は，すでに先住民裁判所の設置やコミュニティー・ジャスティス委員会を始めとする地域密着型プログラム，先住民刑務所等の制度の中に生かされてきた。(96) しかしながら，これまでこうした制度の恩恵を受け

（95） Op.cit.(1) pp61

（96） 本稿は，「日本カナダ学会第50回年次研究大会（2025.9.20）セッショ

られた先住民犯罪者はごく僅かである。今後は既存の制度のさらなる見直しを行うとともに，先住民を主体とする司法の構築というこれまでとは異なる概念をどこまで具体化し実行することができるのかが問われているのだと思う。

ン1「先住民」」に際して行った報告「カナダにおける刑事制裁・処遇と先住民差別」を基本として，論稿にしたためたものである。